

大川市議会第2回定例会会議録

令和4年6月17日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永島幸夫	9番	古賀龍彦
2番	宮崎貴仁	10番	平木一朗
3番	内藤栄治	11番	永島守
4番	宮崎稔子	12番	龍誠一
5番	馬淵清博	13番	遠藤博昭
6番	西田学	14番	箴島かおる
7番	古賀寿典	15番	川野栄美子
8番	吉川一寿		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	倉重良一													
副市	長	橋本浩一													
教	育	長	内藤妙子												
会	計	管	理	者	長	川	野	文	裕						
(兼)	会	計	課	長											
(兼)	税	務	長												
人	事	秘	書	課	長	仁	田	原	敏	雄					
総	務	課	長												
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	田	中	準	一
企	画	課	長												
大	川	の	駅	推	進	室	長	野	中	貴	光				
								甲	斐	衛					

市 民 課 長	岡	貴 代 美
健 康 課 長 (兼) 大川市健康福祉センター所長	江 崎	く る み
環 境 課 長	堀	修
福 祉 事 務 所 長	山 田	秀 幸
子 ど も 未 来 課 長	石 橋	正 隆
子 ど も 未 来 課 主 幹 (兼) 大川市子育て支援総合施設長	古 賀	章 子
イ ン テ リ ア 課 長	永 島	潤 一
農 業 水 産 課 長 (併) 農業委員会事務局長	中 島	聖 佳
建 設 課 長	阿 南	和 文
都 市 計 画 課 長	龍	健 司
上 下 水 道 課 長	岡	辰 磨
学 校 教 育 課 長	添 田	宗 孝
学校教育課主任教育指導主事	池 上	和 久
監 査 事 務 局 次 長	近 藤	美 和 子

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	和 田	孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	龍	輝 洋
議 会 事 務 局 書 記	松 家	奈 美 子
議 会 事 務 局 書 記	高 口	絵 美

4. 付議事件

1. 一 般 質 問
1. 議 案 に 対 す る 質 疑
(議案第21号～第24号、第27号)
1. 委 員 会 付 託

5. 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
7	1	永 島 幸 夫	1. 「大川の駅」の計画について（第5弾） 2. 大川市斎場利用について
8	13	遠 藤 博 昭	1. コロナ禍における子ども達の生活環境について
9	5	馬 淵 清 博	1. 団塊の世代と各健康保険の現状及び今後の見通しは
10	3	内 藤 栄 治	1. 宝島の保全について 2. 環境問題について
11	7	古 賀 寿 典	1. 大川市公共施設等総合管理計画について

午前9時 開議

○議長（平木一朗君）

皆様おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、新型コロナウイルス対策を講じている状況のため、答弁を含め1時間程度でお願いしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどをお願いいたします。

なお、1人の質問者が終わるごとに議場内の換気やアルコール消毒を行うため、10分程度の休憩を取りますので、御了承のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、1番永島幸夫君。

○1番（永島幸夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号1番の永島幸夫であります。一般質問2日目、最初の質問です。

初めに、ロシアのウクライナ侵攻で、食料品や光熱費などの値上げラッシュで生活が苦しくなっていて、100円で買えるものがなくなった、年金暮らしの人はもちろん、給料は上がらず、副業に走る人を見てきました。市民の皆さんは、この先どうなるのかと不安な時代となっています。安定した希望が望めない世相であります。物価高騰の影響がじわじわ出ており、生活基盤を揺るがしています。大川市民に対し、大川市独自の生活支援金の支給を願うものであります。

表題の「大川の駅」計画について（第5弾）、今から申し上げます。

本年6月6日、有明新報報道によれば、有明海沿岸4県にある11の観光協会で作る環有明海観光連合が4日に誕生、佐賀市の九州佐賀国際空港で設立の記者会見が行われたとのこと。同連合には、福岡県より大牟田市、柳川市、大川市、みやま市、熊本県は荒尾市、佐賀県は佐賀市、小城市、鹿島市、嬉野市、太良町、長崎県は島原市の11団体が加入で、圏域の特産品などを集めた物産展、有明海沿岸地域を回るスポーツイベントもできるとのことです。大いに期待する内容でございます。

有明海沿岸道路、大野島インターチェンジ、佐賀市の諸富インターチェンジの工事が着々と進んでいます。大野島から早津江方面の車両渋滞が緩和されます。

九州佐賀国際空港は海外からの入国は新型コロナウイルスで取りやめになっていますが、以前は、佐賀のレンタカー会社を調査したところ、台湾、上海、タイ、韓国からのビジネス、観光客が多く、台湾、韓国、タイはテレビドラマや映画のロケ地を観光する、熊本の阿蘇山、温泉を利用する、上海からの人は電気製品、薬を大量に買い求めていたとのことでした。

しかし、この「大川の駅」が集客があるのか、疑問でございます。市長の見解を求めます。

続いて、第2番目の大川市斎場利用について。

本年3月議会では環境課長より、過去5年間の火葬件数、平成28年度より令和3年度、今年2月までの市内、市外の答弁がありました。

今回は使用料収入について質問いたします。平成28年度より令和3年度、今年3月末現在をお答えください。

また、指定管理者において、以前要望していた小さい棚段を作っていただき感謝申し上げます。早速、本年4月30日に大川市小保在住の人が、通夜、葬式、火葬、家族葬で、霊柩車、棺、花代、写真代で費用は18万8,500円で執り行うことができました。お寺さんは不要とのこと、おいでになりませんでした。高齢者の独り暮らしの人は、とても安く大川市斎場を

利用できるかと喜んでおられます。

あとは質問席にて行います。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、永島議員の御質問にお答えをいたします。

「大川の駅」の集客想定につきましては、3月議会でもお答えをいたしましたし、昨日もお答えをいたしました。が、年間100万人と想定をいたしております。昨年度策定をいたしました基本計画におきまして、複数の方法により想定を行い、根拠のある客観的データを基に算出したところ、いずれの方法においても年間100万人を超える結果となったものであります。

なお、この算定は保守的に行ったものであり、100万人を基礎として、さらに多くの人に訪れていただける拠点にすべく、内容の充実に努めてまいります。

また、議員がおっしゃいました環有明海観光連合が先日設立されたといううれしいニュースもございます。昨日、永島守議員の御質問でもお答えいたしました。が、この環有明海観光連合は4県にまたがる11の観光協会の連合体であり、行政主導ではなく、民間の皆様がこの地域を盛り上げようと始められたものであります。

先日、早速に連合の会長がお見えになり、会談をさせていただきました。が、環有明海経済圏域をつくっていききたいという、これまで申し上げてきた私の思いと連合の理念は一致し、また、大川市には、有明海沿岸道路の中心にあつて、今まさに「大川の駅」への整備に大いに期待いただいていることなど、様々に意見交換をさせていただきました。

この地域の経済を牽引されている方々が将来を見据えて考えられていることは、今こそ環有明海域の一体的な経済浮揚であり、そのためにはお互いがもっとつながることであつて、この動きはますます加速していくと思ひます。まさに、「大川の駅」整備は時期を得ていると確信した次第であります。

加えて、九州佐賀国際空港を利用するインバウンドの回復も待ち望まれ、この地域のヒト、モノ、カネの流れをより一層活発化させるものであります。

議員もおっしゃつたような、これらの動きの中で、我々がやらなければならないことは、

早く、そして、確実に多くの人を引き寄せるよう、「大川の駅」を整備していくことであると考えております。

いずれにいたしましても、どんどん吹いてきました追い風を捉えて、魅力ある「大川の駅」をつくってまいります。

なお、斎場関係につきましては、自席より所管課長よりお答えをさせていただきます。

答弁漏れ等ございましたら、自席よりお答えをいたします。

○議長（平木一朗君）

1 番。

○1 番（永島幸夫君）

それでは、質問します。

「大川の駅」のうち、道の駅は概算事業費49億6,600万円と算出され、本年3月議会で答弁をいただきましたが、川の駅の概算事業費はどのくらいでしょうか、お答えください。

○議長（平木一朗君）

甲斐大川の駅推進室長。

○大川の駅推進室長（甲斐 衛君）

川の駅の概算事業費につきましては、現時点では算出をしておりません。

川の駅の整備につきましては、国土交通省のかわまちづくり支援制度を活用し、筑後川河川事務所と一緒に計画を策定するものであります。昨年度から、かわまちづくり計画の策定に着手し、計画策定に必要な社会実験を地元の方々と一緒に実施いたしました。今年度は、令和5年度の申請登録に向けまして、現在、筑後川河川事務所と整備内容を含めた協議を進めているところであり、概算事業費につきましても、かわまちづくり計画を策定する中で算出することとしております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

1 番。

○1 番（永島幸夫君）

では2番目に、道の駅の基本計画策定業務委託は、契約の履行期間は令和3年8月26日から令和4年3月31日となっていますが、現在はどうなっていますか、お答えください。

○議長（平木一朗君）

甲斐大川の駅推進室長。

○大川の駅推進室長（甲斐 衛君）

道の駅の基本計画につきましては、今年3月、総務委員協議会並びに臨時議員協議会で報告をさせていただきました。

道の駅の基本計画策定業務委託につきましては、令和4年3月31日で完了しており、道の駅基本計画書は完成をしております。議員の皆様には後日、道の駅基本計画書をお配りさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

1番。

○1番（永島幸夫君）

甲斐大川の駅推進室長がおっしゃった、計画書を議員にお配りすることは、今期内に出来るということですか、それとも後日のことですか。

○議長（平木一朗君）

甲斐大川の駅推進室長。

○大川の駅推進室長（甲斐 衛君）

配付につきましては、後日と言いましたので、近々お配りをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

1番。

○1番（永島幸夫君）

いや、議会中じゃないということですね。議会中じゃないということですか。

○議長（平木一朗君）

甲斐大川の駅推進室長。

○大川の駅推進室長（甲斐 衛君）

期日につきましては、この議会中、最終日になるかと思っておりますけど、その日に議員の皆様にお配りしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

1 番。

○1 番（永島幸夫君）

分かりました。

それでは、大川市斎場利用についての関係を質問いたします。

福祉事務所長にお尋ねします。生活保護受給者の葬祭料支給額は幾らでしょうか。

○議長（平木一朗君）

ちょっと質問者をお願いいたしますけど、先に壇上での質問について、執行部より回答させていただいてもよろしいでしょうか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）堀環境課長。

○環境課長（堀 修君）

平成28年度から令和3年度までの大川市斎場の使用料収入に係る件数と金額について申し上げます。

平成28年度は35件で167万7千円、平成29年度は36件で155万6,160円、平成30年度は29件で141万800円、令和元年度は23件で100万4,500円、令和2年度は20件で94万円、令和3年度は31件で133万6千円、以上でございます。

○議長（平木一朗君）

1 番。

○1 番（永島幸夫君）

過去5年間の件数と金額、平成28年度より令和3年度、今年3月までのお答えを環境課長からいただきました。

先ほどの福祉事務所長をお願いした生活保護受給者の葬祭料支給額は幾らでしょうか。

○議長（平木一朗君）

山田福祉事務所長。

○福祉事務所長（山田秀幸君）

生活保護受給者の葬祭料支給額についてお答えいたします。

生活保護法第18条及び第37条の規定により、葬祭扶助としまして大川市では18万5,500円を上限に支給しております。

なお、小学生までの子どもさんの場合は14万8,400円となります。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

1 番。

○1 番（永島幸夫君）

小学生までが14万8,400円、それ以上は18万5,500円ということですね。

上限がと今おっしゃいましたけれども、これを下回った場合でも金額は18万5,500円ということですか。それとも範囲内で終わらせるということですか。

○議長（平木一朗君）

山田福祉事務所長。

○福祉事務所長（山田秀幸君）

葬祭扶助につきましては、その費用は検案とか死体の運搬、火葬、埋葬に係る費用でございます。

それで、今さっき申し上げた葬祭扶助の金額については上限でございますので、それ以下の葬祭扶助の費用の場合には、その少ない金額の支給になります。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

1 番。

○1 番（永島幸夫君）

それでは、独り暮らしの人が孤独死した場合、御遺族への連絡、通夜、葬式、火葬などはどういう手順で対応されているか、お答えください。

○議長（平木一朗君）

山田福祉事務所長。

○福祉事務所長（山田秀幸君）

生活保護を受給している方の孤独死が発見された場合は、まず警察に連絡され、その後、警察主導で調査を進められます。調査の結果、判明した親族やアパートなどの大家さん、それと行政機関に連絡があり、その後は基本的には親族等が対応することとなります。ただし、親族がいない方や親族と絶縁状態の方がいらっしゃいますので、そのときは福祉事務所のほうでいま一度親族を調査し、判明次第、対応をお願いしておりますが、親族等で対応できない場合、断られたときは、やむを得ず福祉事務所で通夜、葬式、火葬等の日程を調整し、執行いたします。遺留品などの処分については、住んでいるところにもよりますが、借家の場

合は大家さんと協議し、敷金などの範囲内で対応をお願いし、市営住宅の場合は市のほうで対応しております。

また、遺骨については、どこにも納める場所がないときに限り、無縁仏として大川市の斎場内に設置している納骨堂に納骨させていただいております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

1 番。

○1 番（永島幸夫君）

福祉事務所のほうで通夜、葬式、火葬という話がありましたけれども、その費用は幾らぐらいかかって、どこに支給されるんですか。

○議長（平木一朗君）

山田福祉事務所長。

○福祉事務所長（山田秀幸君）

先ほど申しあげました葬祭扶助ですね、18万5,500円の範囲内で葬儀会社などにお支払いすることとなります。

以上です。

○議長（平木一朗君）

1 番。

○1 番（永島幸夫君）

それでは、ここ3年間ぐらいでいいですけども、実際、生活保護受給者、もしくは孤独死された方の現況はどんなふうでございましょうか、お答えください。

○議長（平木一朗君）

山田福祉事務所長。

○福祉事務所長（山田秀幸君）

過去3年間の葬祭扶助の件数、金額について申し上げます。

令和元年度が13件で229万4,500円、令和2年度が7件で125万6,956円、令和3年度が13件で224万4,230円となっております、1人当たりの平均金額については17万円を少し上回る程度の金額となっております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

1 番。

○1 番（永島幸夫君）

孤独死の関係で、絶縁をしているから行かないと、火葬後の遺骨の引取りもしないという案件がありましたでしょうか。

○議長（平木一朗君）

山田福祉事務所長。

○福祉事務所長（山田秀幸君）

私が福祉事務所に来まして1年3か月ぐらいになりますけれども、この間もそういった事例はございました。

以上です。

○議長（平木一朗君）

1 番。

○1 番（永島幸夫君）

今、山田福祉事務所長がおっしゃったとおり、ありましたということですが、これはどんなふうですか。3年間の内容を説明してもらえますか。

○議長（平木一朗君）

山田福祉事務所長。

○福祉事務所長（山田秀幸君）

申し訳ありません。3年間の件数については把握しておりませんが、この4月からの件数につきましては、6月に入って1件ございます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

1 番。

○1 番（永島幸夫君）

その1件で結構ですので、どんなふうないきさつでそういうふうになりましたでしょうか。なぜ私がこういうことを質問しよるかといいますと、大川市の場合は独り暮らしの方が非常に増えてまいりました。そしておまけに、隣組にも加入しない、近所付き合いもしないという方が非常に増えてきているわけです。そういう方が、私が死んだ場合、俺が死んだ場合

はどうなるやろうかと心配されるわけです。だから、隣組にちゃんと入ったがよかですよという話を持っていきますけれども、金の要るけん入らんち言わすです。そういうふうな次元が違う方がいらっしゃるわけです。

そういう方が亡くなって、近所の方が異臭がするとか、何か新聞がたまつとるとか郵便物がたまつとるといような話があるもんだから、そこを独り暮らしの人に言つとるわけです。こういうことがありますよと、全国でも孤独死があつとるじゃないですかと。そういうことがないように、ふだんからお付き合いしとったがいいですよと言うけれども、なかなかお金がかかるからおっしゃるわけです。そういうことが続いております。それで、あえてその内容を今、山田福祉事務所長にお尋ねしよるわけです。どういう案件でそういうことになったかということですね。

○議長（平木一朗君）

山田福祉事務所長。

○福祉事務所長（山田秀幸君）

今年度の案件につきましては、アパートでお独り暮らしの案件でございます。生活保護の認定に当たっては、もちろんそういった親戚関係ですね、その方に生活の支援ができるかどうかの確認などを行いますけれども、そういった場合もなかなかその該当者の方を支援できるような方がいらっしゃらなかったもので、生活保護を受給されるに至ったわけです。

アパートのほうでお亡くなりになられていたんですが、その後、市内に親戚といますか、いらっしゃいましたので、親族のほうで葬儀などを行っていただけないかと生活保護のほうのケースワーカーで御相談しましたけれども、なかなかしていただけないということでございましたので、生活保護係のケースワーカーのほうで葬儀などを行っております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

1番。

○1番（永島幸夫君）

その件ですけれども、死後何日目に発見に至ったわけですか。

○議長（平木一朗君）

山田福祉事務所長。

○福祉事務所長（山田秀幸君）

死後1週間程度たったかと思えます。それで、隣に住んである方からの通報だったかと思っております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

1番。

○1番（永島幸夫君）

それは、隣の人が警察への通報ですか、それとも市役所のほうに直接通報があったわけですか、どうでしょうか。

○議長（平木一朗君）

山田福祉事務所長。

○福祉事務所長（山田秀幸君）

警察のほうに通報があったと聞いております。

○議長（平木一朗君）

1番。

○1番（永島幸夫君）

警察のほうに通報があれば、警察のほうは検死を当然やると思います。今さっき山田福祉事務所長がおっしゃったとおり、日にちを経過しての云々ですけれども、検死後にすぐ葬儀社に連絡して遺体を搬入したわけでしょうか、どうでしょうか。その搬入先はどこになったわけですか。

○議長（平木一朗君）

山田福祉事務所長。

○福祉事務所長（山田秀幸君）

警察のほうで検案の後に福祉事務所のほうに連絡がありまして、うちのほうでもさっき申し上げたように、親類の方とか連絡して対応できないということでございましたので、具体的には申し上げられませんけれども、葬儀会社とお話をしまして、葬儀会社と一緒にあって対応したところでございます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

1番。

○1番（永島幸夫君）

ちょっと突っ込んだことをお尋ねしますが、葬儀会社と対応しましたということは、葬儀会社のほうで霊柩車をもって、警察の検死後にアパートなり、警察に搬入した場合は搬入先の警察の道場か何かで遺体を引き取ると思いますがけれども、その葬儀会社のほうで大川市の斎場に直送ということですか、それとも葬儀会社のほうで預かってくれるということですか、どうでしょうか。

○議長（平木一朗君）

山田福祉事務所長。

○福祉事務所長（山田秀幸君）

御遺体につきましては、さっき申し上げたように警察で検案、その後、死体の運搬、火葬、埋葬、そういったことは先ほど言った葬祭扶助費のほうから支出いたしますけれども、今回のケースについては葬儀会社のほうにお願いして、大川市の斎場のほうに直接搬送いただいております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

1番。

○1番（永島幸夫君）

そういう内容がはっきりすれば、私もいろんな方とお会いするとき、独り暮らしの人には、もし隣組とかなんか加入していなかった場合は非常に皆さん大変でございますよと。もし亡くなった場合はほったらかしですよと。あとは警察の関係、福祉事務所のほうの関係で、もう直葬ですよと。皆さん終活とおっしゃいますが、最後は大変なことになりますよと。

昔から兄弟は他人の始まりと言いますがけれども、兄弟仲よく、親族とも仲よくしてもらって、生活を続けてもらいたいわけでございます。とにかくこの大川市で一人でもそういうような孤独死がないように施策をお願いしたいわけでございます。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は9時45分としますので、よろしく願いいたします。

午前9時31分 休憩

午前9時45分 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、13番遠藤博昭君。

○13番（遠藤博昭君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号13番、遠藤博昭です。通告に従い、一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症が日本で流行し始めてから2年半を過ぎようとしています。この間、何度か流行のピークがありましたが、なかなか終息のめどが立ちません。現在はオミクロン株が主流ですが、感染者の数は少し落ち着きを見せています。それもワクチン接種のおかげだと思います。ファイザー社やアストラゼネカ社、モデルナ社などでワクチンの開発が進められ、日本でもファイザー社のワクチンが令和3年2月14日に薬事承認され、その後もモデルナ社やアストラゼネカ社のワクチンも薬事承認され、ワクチン接種が始まりました。令和4年4月19日には武田社のワクチン、ノババックスが薬事承認され、同年5月25日から接種が開始されています。大川市においても、60歳以上の方への4回目のワクチン接種が7月から始まります。高齢者の新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぐ対策が取られています。

そのような中、日本政府はウイズコロナ政策として、経済活動を再開し始めました。旅行や外国人観光客受入れの緩和などもあり、少しずつ通常の生活に近づきつつあります。大川市の子どもたちの生活も通常の状態の生活に戻ることを切に願っています。

子どもたちの学校生活においては、不登校児童・生徒やいじめの問題が気になりますし、家庭ではストレスからくる子どもたちの感情の不安定化、また、保育園や幼稚園ではマスク生活の中での子どもの脳の発達障がいなどが危惧されます。

大川市における子どもたちの生活環境はどのようになっていますか。また、どういう方向性で通常生活への移行を考え、どのような施策が実施されていますか。

マスクの使い方や行動制限に関して、大川市独自の指針で分かりやすく具体的に大川市民に示すことはできないでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。あとは必要に応じ、質問席より行わせていただきます。

○議長（平木一朗君）

内藤教育長。

○教育長（内藤妙子君）（登壇）

皆さんおはようございます。遠藤議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行から2年半、学校生活では、マスクの着用、3密にならない活動が当たり前となってきました。一見、子どもたちも新型コロナウイルスと上手に付き合い、ウイズコロナの時代を過ごしているかのように見えます。しかし、マスク着用の生活のため、顔の表情が見えないことで相手の気持ちが読み取れなかったり、声が聞き取れなかったり、言葉に出して伝える回数が減ったり、自分の思いがなかなか伝わらない場面も見られます。さらに、自分の顔の表情を見せることへの不安を感じる子どもも見られるなど、人間関係をつくるのに少なからず影響があると考えています。

私も先日、実際に市内の小学校に行きまして、子どもたちと同じように黙食を体験してまいりました。黙って黙々食べることの味気なさを感じ、友達と遊びのこと、家での出来事など、会話をしながら楽しい雰囲気では会食することの大切さを改めて感じたところでございます。

各学校におきましては、感染防止に留意しながらも、学びを止めない、そして、子どもたちの健全な育成のために様々な工夫を行ってきました。授業中は、マスクをしたままではありますが、2人組のペア対話、4人での班活動などを取り入れて、お互いの考えを述べたり、説明したりする学習を意識して継続して取り組んでいます。そして、協働的に学び合えるようにしています。

また、学校行事におきましても、例えば、全校が集まり、3密になりがちな体育会では、応援席から一斉に入退場するなど、学校の規模や競技の特性も考えて3密を回避して実施しました。さらに、子どもたちの応援席の間隔を空けたり、保護者席をつくらなかったりするなど、感染防止を第一と考えて環境も整えております。

そのほか、文化祭や生徒総会、弁論大会、集会など、これまで一堂に会し実施していた学校行事でも、ICTを活用しオンラインで実施するなど、集合しなくても参加できるようにしています。開催方法を工夫し、できないではなく、どうしたらできるかを考えて取り組みを進めています。

このように、小・中学校では行事を含めた教育活動を通して子どもたちが友達と関わり合

いながら、学習内容だけでなく、コミュニケーション能力や自己存在感、自己効力感、さらには自分の健康について判断できる思考力、判断力など、生きる力の育成に取り組んでいます。

大川市教育委員会といたしましても、今後も学習内容の充実、コミュニケーション能力の育成、子ども同士の人間関係づくりのために、対話やグループ活動など、協働的に学ぶ教育活動について推奨していくことを各学校へ伝えていきたいと考えています。

さらに、教育研究所の教職員を対象にした研修講座、ライフスキル講座を実施し、自分の感情をコントロールする方法や相手に気持ちを伝える方法を身につけるための指導法を取り上げ、児童・生徒の豊かな人間関係づくりについて研修を深めていく予定です。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席にてお答えいたします。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

御答弁ありがとうございました。

それではまず、不登校児童・生徒に関してのお尋ねから始めたいと思います。

令和3年度の数字で結構ですけれども、不登校児童・生徒の数が分かったら教えてください。

○議長（平木一朗君）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝君）

令和3年度につきましては、小学校で8名、中学校で30名となっております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

小学校で8名、中学校で30名というお答えをいただきました。この数をどういうふうに感じていらっしゃいますか。

○議長（平木一朗君）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝君）

それはコロナ前と後ということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

大川市において、不登校の件数についてはコロナ前と比べて大きな変化はないというふう
に考えております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

コロナ前とはほとんど変化がないというお答えをいただきました。

では、この不登校児童・生徒に関する対応はどのようになされていますか。

○議長（平木一朗君）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝君）

教育委員会としましては、不登校などの問題は早期発見、早期対応で未然に防ぐことが重
要でありますので、学校への指導助言を行っております。

学校現場においては、一番子どもと接する機会が多い担任や養護教諭をはじめ、先生方が
子どものちょっとした変化を見逃さないこと、月1回の子どもへのアンケートの実施など
により一人ひとりの状況を把握し、少しでも気になる点があれば、教育相談室やスクールカウ
ンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフでの対応を実施し、ケースに応
じて、必要であれば子ども未来課、医療機関などの関係機関と連携を図り、ケース会議を行
い、不登校などの問題に早期発見、早期対応を行っております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。

この小学生8人、中学生30人ですけど、私は令和2年12月議会でも同じような質問をいた
しまして、その当時の数は小学生が2人と中学生が26人ということで、中学生の不登校の数、
コロナ禍の中においてはさほど変化はないとおっしゃいましたけれども、数が全く減ってい

ないという状態に対して、どういう原因というか、どういう対策の中でこういう結果が生まれていると感じていらっしゃいますか。

○議長（平木一朗君）

池上学校教育課主任教育指導主事。

○学校教育課主任教育指導主事（池上和久君）

不登校についてですが、まず、不登校が起こる因子といたしまして、子どもが持っているもの、それから、家庭、学校が不登校に関わる因子というふうに考えております。不登校が起こるのは、子どもたちが持っているストレス耐性に対して、それが耐えられなくなったときに不登校が起こるといふふうに分析しております。

不登校が減らないということですが、学校のほうに教育委員会といたしまして求めているところというのは、不登校に対するストレス耐性というのが、教育委員会としてその力をつけていくという部分で考えると、基本的な子どもたちの安心感、それから自己肯定感、具体的に言いますと、上手に避けて通ったりとか、助けを求める力とか、何とかなるさというように、期が熟すのを待てるような、そういう力というふうに考えております。

そこで、そういう不登校の因子を考えますと、私は子どもたちの居場所づくりとか、絆づくりとか、規律ある学級づくりとか、SOSを出しやすい雰囲気のある学級づくり、さらには早期の発見というところで、アンケートとか相談ポストとかを活用したりとか、カウンセリングとか、担任外の先生からの情報収集とか、そういうところで対応して、ストレス耐性というところで、子どもたちの不登校に向かわないような力というのを高めるということを取り組んでおるところです。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

僕が思うのは、小学校は令和元年度でも2人、令和3年度でも8人、それが中学校になると26人、それとか、令和3年度だったら30人という御報告をいただいたわけだけど、中学生というのも、3年になったら卒業して行って高校生になっていくんよね。それでもなおかつ数が減らないということは、中学になって新しい不登校生徒が出ているということなわけでしょう。

池上主事は今そうならんように努力はしよるとはいうものの、全く数字的には目新しい数字がない。そこらは現場への教育指導というのはどうされているわけですか。

○議長（平木一朗君）

池上学校教育課主任教育指導主事。

○学校教育課主任教育指導主事（池上和久君）

不登校に関しましては、やはり先ほど申し上げました3つの因子のところに関わっておりますので、例えばになります、子ども本人の特性というところもございます。そういう子ども本人が持った、発達障がいというのも含めて、そういうところに原因があるというふうを考える場合は、スクールカウンセラー等も学校のほうに入っておりますので、スクールカウンセラーと見立てて、学校でのその子の支援の在り方、さらには保護者に協力をいただいて家庭での支援の在り方というような、ちょっと例えばで申し上げたんですけれども、本人に特性があったりする場合は、そういうふうな対応も一つの手だてということで、学校のほうとはそういうお話をしてから、認識を高めていくというようなことを続けているところで

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

もう一つ、不登校に関してはスクールソーシャルワーカーの先生が頑張っていて、訪問であったりとか、電話連絡であったりとかしていただいていると思うんですけれども、さっきおっしゃった数字、これは恐らく30日以上長期欠席の分であろうと思うわけです。それ以外に、スクールソーシャルワーカーの先生に対しての相談件数というのはもっと多いですね。これはまだ不登校と認定されるに至る前の子どもたちだと思えるんですけれども、スクールソーシャルワーカーの先生がそういう状況を把握されたときに、学校の中での連絡会議とかいうのは開かれたことはありますか。

○議長（平木一朗君）

池上学校教育課主任教育指導主事。

○学校教育課主任教育指導主事（池上和久君）

学校の中では、毎月、生徒指導委員会というのを設けております。その中でそういった情報を集めて、対応をどうしていくかということを行っております。また、個別にケース会

議というのも設けておまして、そちらのほうではその子独自の支援の在り方というのを協議する場を設定しております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

今、主事がおっしゃった、僕がここに頂いた資料があるわけですがけれども、スクールソーシャルワーカーの先生の活動というのはよく分かるんですが、活動内容として対応される場合の学年会議というのはほぼほぼゼロですよね。それから、生徒指導部会に関してが月一、二回というような感じでしか行われていませんけれども、不登校ぎみの子に対しての不登校になるまでの対応としてちょっと手薄ではないかと思えますけど、池上主事、どう感じますか。

○議長（平木一朗君）

池上学校教育課主任教育指導主事。

○学校教育課主任教育指導主事（池上和久君）

軽率かどうかというところはちょっと判断しかねますが、先ほど言いました不登校というのが家庭と本人が持つもの、それから、学校ということで、そこが関わってくるというふうを考えておりますので、家庭に関わる部分でいったらスクールソーシャルワーカーとの連携、本人との関わりでいくとスクールカウンセラーとの連携、学校でしたら、そのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携から得たもので対応をしていくというふうに、学校の中ではそういうふうなケース会議等も含めて行っているところでございます。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。

ちょっと今度は話を変えますけど、不登校児童・生徒の対応ということで、大川市は文化センター内にりんどう教室というのを設けていると思うんですよ。ここの児童・生徒数を把握できていたら教えてほしいんですけど。

○議長（平木一朗君）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝君）

りんどう教室に通っている中学生が8名、小学生が1名となっております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

今8名と1名と言っていた合計9名なんですけど、これは不登校児童・生徒の何割に当たりますか。——いや、正確に分らんなら、ざっとでいいよ。

○議長（平木一朗君）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝君）

令和3年度で申し上げますと、小学校が1割に満たないぐらいです。それと、中学校が約3割となっております。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。

じゃ、このりんどう教室の目的は何ですか。

○議長（平木一朗君）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝君）

不登校の子の居場所をつくって、学校のほうに復帰できるようにするところでございます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

おっしゃったように、居場所と、できるだけそこで訓練をすることによって学校に戻すというのがりんどう教室の当初からの目的であったろうかと私も思っております。でも、現在

においては非常に子どもたちの状態も多様化していて、そこにすら行けないとかいうような子どもたちもいるわけで、そういう子どもたちというのは、やっぱり自宅で生活しているのではなかろうかというふうな想像がつくわけです。

後でお聞きしますが、こういう不登校の子どもたちには、先日から各児童・生徒一人ひとりに渡されているタブレットはちゃんと行き渡っているんですか。

○議長（平木一朗君）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝君）

行き渡っております。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

そしたら、そのタブレットを持っている子どもたちへのリモート授業はどれぐらいの回数行われていますか。

○議長（平木一朗君）

池上学校教育課主任教育指導主事。

○学校教育課主任教育指導主事（池上和久君）

教育相談室のほうにお聞きしたところ、リモート授業に関しては行っていないと。

その理由をお聞きしました。そしたら、教育相談室で授業をしている時数と学校の時数で進度の大きな差があるというのと、子どもに応じては1つ下の学年から進めている子どももいるということで、授業の進度的に合わないのではありません。ただ、タブレットは持っておりますので、低学年の問題等も解けるようなドリル系のソフト等もついておりますので、そちらのほうの活用はございます。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

池上主事、今の返答は、不登校の子どもたちはばさら学力が低かということ認めて言いよることよね。同じ学年のリモート授業じゃとてもついていけないから、1学年下であるとか2学年下であるぐらいの授業でないといけないというお答えですか。

○議長（平木一朗君）

池上学校教育課主任教育指導主事。

○学校教育課主任教育指導主事（池上和久君）

ちょっと誤解を招いたのは非常に申し訳ございません。決してそういうことではございません。授業の進度が違いますので、その点でということで申し上げたところでした。申し訳ありません。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

例えば、そうやってふだんの授業にもしついでいけないのであるならば、それこそ主事がおっしゃったように、例えば、2年生の子どもがついていけないのやったら、1年生の授業をしてあるのをリモート配信してあげて、学力がちゃんとつくように、受けられるようにする方法というのはできないんですか。

○議長（平木一朗君）

池上学校教育課主任教育指導主事。

○学校教育課主任教育指導主事（池上和久君）

それは可能かもしれません。ただ、子どもたちが不登校になっていて、1学年下の授業を受けるところも、子どもたちの気持ちというのをしっかり聞いてから、それでもいいかどうかというところからきちっと聞かないと、安易に下の学年のをするとか、そういうのは私は気持ちをしっかり聞いてからというふうに思っております。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございました。

僕は何でこれをしつこくこうやって言うのかといたら、3月過ぎたら、教育委員会のほうも学校もそうですけど、こういう不登校の子をひっくるめて、ほぼほぼ100%高校進学しましたという報告をさっしやる。でも、中学校で学力がついていけなかった子が高校に入れたからといってじゃん、きちっと卒業できるとか勉強についていけるとはなかなか思えん。一応義務教育の段階は終わるわけですから、先生たちの役割は終わるということになるうけ

れども、進学させたからそれでいいという話でもなかろうと僕は思うわけです。そういうのが1点。

もう一点、りんどう教室に関してです。それこそ、そこに古賀先生おっしゃるけど、先生が主幹をしてあった頃にできていた教室であろうと思うわけです。この間、課長もお答えになったように、ここの組織は、とにかく学校へ戻すことを主にとということで考えて、今おっしゃったように、当時から不登校の中の利用者の割合が非常に少ない。なかなかそれで増えもしきらないというような中で、僕はそろそろこのりんどう教室の在り方、中身を再検討する必要があるのではなかろうかと思っているわけですが、そのりんどう教室の中の組織の改革というのを考えたことはありますか。

○議長（平木一朗君）

池上学校教育課主任教育指導主事。

○学校教育課主任教育指導主事（池上和久君）

私は不登校から回復するステップとして、子どもたちの情緒の安定、生活リズムの改善、それから、ストレスの緩和というところから入り、社会に参加するという部分、子どもたちにとって社会といったら学校になるんですけれども、その中で、りんどう教室があるというのは、その社会に参加するという部分の一つになるかなというふうに私は思っております。

今、多様な学びの場ということで行われます。例えば、フリースクールとか、適応指導教室がりんどう教室になります。その他、不登校専門の家庭教師とか、通信教育とか、多様な学びの場というのを準備して、そこで先ほど申しました不登校から脱却する情緒の安定、それから、社会参加の促進、そして、安心感、自己肯定感の回復というステップを踏むというところで考えると、私がりんどう教室がしっかりあるというのはとても意義深い大切なことというふうに思っております。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

池上主事がおっしゃるように、りんどう教室の意義が確かにあるし、先生たちが頑張っ、不登校の子たちに寄り添って、学校生活に戻れるように努力をしてあるというのは重々認めます。でも、現在、大川市で学校教育のコミュニティ・スクールというのを進めているよね。その中で、地域学校協働活動というのを取り入れて実践していらっしゃると思うんです。僕

はテレビで見た中で得た知識なんですけれども、鎌倉市の教育委員会が行っている事業で、かまくらULTLAプログラムというのがあるわけです。これは何かと云ったら、子ども一人ひとりにはやっぱり個性があって、それぞれのよさを持っていると。それがたまたま集団生活の中でうまく機能することができなくて、それが友達とのぶつかりであったり、先生と合わなかったりする中で教室に入りづらくなったりというようなことから不登校になっていくと。本当はやりたいことがあるけれども、なかなかそういう集団の中ではうまく機能しないと。そういう子たちが不登校になっている中で、やっぱり社会復帰をしていただくようなものでなければいけないというふうに思うわけよね。

そういう中で、この鎌倉市が行っている不登校児童・生徒への対応として、民間の知恵を上手に使うというのがあるんですよ。それが1つは浄智寺での森のプログラムというのと、もう一つは、鎌倉は海に面していますから海のプログラムということで、森のプログラムというのはお寺の住職さんを講師に招いて、体験活動をしながら、どういう悩みを子どもたちは持っているのか、何にぶつかっているのか、そういう話をしっかり聞いてあげると。これは宿泊体験と同じようなことです。なかなかこういうことをしても、最初は子どもたちも緊張していて、話ができる状態ではないというんだけど、やっぱり自然の中で体を動かしながらしていく中で少しずつ話し始める。そこにおける友達に声をかけて話したら、その友達も自分と同じような悩みを持っているとか、何と云うかな、自分の存在を認めてくれる人が周りにいるということは、自分の話をどれだけ聞いてくれる人が周りにいるかというようなことでもって、そういうふうに社会と関われる、徐々にそういうふうになってくるというようなことがあるわけ。

りんどう教室、先生たちが関わって、一生懸命学力の補助もしていらっしゃるし、学校復帰の努力もしていらっしゃるといのは分かるけれども、せっかく大川の教育の仕組みとしてコミュニティ・スクールということを使うのであれば、こういうりんどう教室の中にも誰かそういう方たちに声をかけて関わっていただくと。とにかく子どもたちが物を言うようにならんことには、なかなか社会の場には出てこんよね。これが続いてしまうと、社会問題になっているひきこもりとかいうようなことにやっぱりつながってくるわけだから、だから、できるだけ早い段階でそういう子どもたちの声にしっかり耳を傾けられるような、そういう体制をつくっていただきたいと思うんですよ。

教育研究所の所報に教育長が、そういう子どもたちの回復力、そういう力をつけるような

教育をしたいというようなことを書いていらっしゃるわけですよ。日本の教育は以前から「心の教育」を目標とし、かつ多くの学校でレジリエンス——回復力ということよね——な子どもを育てることを目指し、教育活動を行っていますというようなことをお書きになっていらっしゃると思います。教育長のこの言葉がどれぐらい現場で生かされているのか、もし何か具体的なものがあれば教えてください。

○議長（平木一朗君）

内藤教育長。

○教育長（内藤妙子君）

レジリエンスを話す前に、今、遠藤議員が言われたことで、りんどう教室の内容をどうかということなんですけれども、私も以前、りんどう教室に1年間勤めたことがありまして、当時のことを今思い出しているんですが、プログラムをたくさん組んでいます。その中で、校外学習を月に1回やっていて、私がいたときには古賀政男記念館にみんなで行きました。その意図が私にはありまして、あのときはまだコロナがそうじゃなかったんですけれども、古賀政男記念館の館長さんに実際に演奏していただいて、自分とギターの出会いとか、自分の生き方というのをお話ししていただいたんですね。当時、中学生が3人ぐらい参加していたと思うんですけれども、子どもたちの表情を見ると、やっぱりいつもいない人だけれども、違う大人の方が一生懸命生活されていて、ギターを弾かれていて、それはこんなことがあったと昔の出会いのことを言われて、そういう場面をちょっと思い出しました。

なので、今、議員がおっしゃったりりんどう教室の中にも民間とというか、地域と結びついて、いろんな人と触れ合いをさせて、自分の気持ちをしっかり聞いてもらったり、相手の人生観というか、そういったのを聞くという体験は非常に素晴らしいなと改めて思っております。

なので、これから先のりんどう教室における校外学習の中にもそういったプログラム、そしてまた、さらにはもう少しダイナミックに改革していきたいなと今思いました。ありがとうございます。

さて、レジリエンスのことなんですけど、教育研究所の3月号の所報に出した記事を御覧になっていると思うんですけれども、日頃、私もレジリエンスについては非常に興味がありましてというか、私がこの立場というか、今大人になって生活している中でも、これまでも人生の中でいろんな沈んだ時期とかありまして、それをいかに乗り越えていくかということ

で日々悩んだ経験があります。子どもたちもきっと今起こっている自分のつらさ、落ち込みから抜け出したいと思っているんだと思いますが、その力をやっぱりつけていかなくちやいけないと思っております。そういった一人ひとりの子どもたちの心の中にもレジリエンスを鍛えると——鍛えるというか、育てていくと、きっと困難からはい上がって、より強い人間になっていくのではないかなというふうに思っています。

具体的に各学校の学校教育目標をずっと洗い出してみました。やはりたくましい子どもというのはどの学校も入っていますし、困難に打ちかつ子どもを育てるとかというのがどの学校の教育目標にもあります。ただ、それを実際の毎日の生活の中でやっているかという、そうではなく、これは自然に身につけていくものではないかなと。特設の授業でレジリエンスを鍛える時間ですよということではなく、日頃の生活の中で周りの大人が声をかけてあげたり、どうしたのとか、それは今頑張っているときだよ、またさらに一緒に頑張ろうねとかいう声かけ、そういったことが日常的に子どもたちの中で起きていくと、きっと子どもたちは自信を持って強くなるんじゃないかなというふうに思っています。

私も所報に書いた以上、やっぱり勉強したいと思って、いろいろ書物を探していましたら、子ども用の非常に分かりやすいレジリエンスの本がヒットしましたので、早速購入して、今たくさん出ています。ということは、今の現代社会の中で大人も子どももレジリエンスが必要な時代になっているんだなというふうに改めて思いました。この本によると、失敗しても落ち込んでも、悲しくてつらいことがあっても、いつか立ち直れる。困難を乗り越える心の力、レジリエンスを身につけよう。元気な心、しなやかな心、へこたれない心ということで、ずっとシリーズで書いてあるんですけども、こういったことを意識して大人が子どもに対応していくことの大事さが必要ではないかなというふうに大きく思います。

私自身も落ち込んでいるとき、もう駄目だと思ったときには、元気な人と会うようにしています。そして、その人の生き方に寄り添う。私もあなりたいというモデルにしたいなと思って、何とか今までも生活してきましたので、そういったモデルになるような大人がたくさんいたらいいなと思うし、子どもに寄り添うということで、昨日も出ました伴走型支援のところにはありましたが、やはりその気持ちは大事なことはないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございました。

教育長がおっしゃっているレジリエンスというのは、子どもたちにぜひ身につけてもらいたい力であります。子どもたちにこれを身につけさせるためには、例えば、家庭で言えないことを学校で言う、また、学校で言えないことをコミュニティ・スクールの中で地域の方たちにお話しができる。学校で起こったことを家庭で言える、これだったらまだいいけど、学校でも言えない、そこに地域のおじちゃん、おばちゃんたちに話したら聞いてもらえたと。このレジリエンスを鍛えるのは、いかに多くの大人が子どもたちの話を聞いてあげられるかということではなからうかと思うわけです。往々にして家庭においては親はやっぱり忙しいもんですから、ちょっと待ってとか、後でとかいうような言葉が出てきます。でも、例えば、学校であったり、社会であったりする方たちは意外と親身になってお話を聞いていただけるかもしれない。そういう方たちをうまく利用しながら、子どもたちの回復力というか、レジリエンスを身につけていただきたいなと思います。

では、時間が過ぎましたので、次に行きます。

日本中、このコロナ禍の中で家庭内の虐待が非常に問題になっていると思うんですけども、大川市においてこういう虐待の実態がありますか。把握していますか。

○議長（平木一朗君）

古賀子ども未来課主幹。

○子ども未来課主幹（古賀章子君）

私はモッカランドのほうにおりますけれども、虐待等の相談につきましては、こちらのほうでお受けすることが多々ございます。コロナ前とか後で極端に増減したという印象は今のところは持っておりません。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。

それでは、大川市にヤングケアラーは存在しますか。

○議長（平木一朗君）

古賀子ども未来課主幹。

○子ども未来課主幹（古賀章子君）

ヤングケアラーの定義はなかなか難しいところがあると思いますけれども、いろんな支援が必要な御家庭ではないかということで対応させていただいている中で、これはヤングケアラーに当たるのではないかなと思われる御世帯は一、二件ございます。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

そういう虐待の実態も、ヤングケアラーの実態も大川市にもあるというお話ですけれども、スクールソーシャルワーカーの先生のほうにもそういう御相談があったりしているということなんですけれども、そういう相談があった場合に、どういう方たちの——どう言ったらいいのかな。多分、単独での行動はあり得ないと思うので、どういう方たちが力を合わせながら対応していらっしゃるのか、分かれば教えてほしいんですけれども。

○議長（平木一朗君）

古賀子ども未来課主幹。

○子ども未来課主幹（古賀章子君）

虐待、ヤングケアラーに限らずですけれども、その御家庭のそれぞれの御事情と、あと、関わっていらっしゃる方というのがそれぞれ異なりますので、例えば、小学校に通っている子どもさんであれば学校の関係の方ですとか、あるいは身体的虐待等が疑われるようなケースであれば児童相談所に入っていたりですとか、あるいは発達に課題があって、その影響で学校に行けていないとか、そういう場合には私どものほうの児童発達支援員が入ったり、あと、家庭児童相談員が入ったり、そういったことで、ケース、ケースに応じてどういった方が関わっていくのがふさわしいかというようなことを考えながら対応させていただいております。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございました。

ヤングケアラーとか児童虐待というのは、なかなか実態がつかみにくいような現象だろうとは思いますが。思いますけれども、やっぱり子どもたちも直接そういうことを外に向かって言う勇気もなかり、そういう機会も少ないんじゃないかなと思うわけです。さっきはコロナ禍の中で特別増えたという印象はないというようなことをおっしゃいましたが、やっぱり統計的に見れば、日本国内でこういう自由に出歩けないというコロナ禍の中で、やっぱり家族内で過ごすことが多い中で、子どももストレスがありましようけど、親もストレスがある中で、忙しい中で意に反することをしたときには、つい手が出てしまったりとかというようなこともあり得るわけですね。

この虐待に関しては、できるだけ早い発見というのが大事ではなからうかと思えます。一番よくテレビなんかで出ているのは、病気の子どもが来たときにお医者さんが体を見て初めて気がつくとかいうのが結構多いんだらうと思うんですけれども。

この虐待に関しては、これは後々尾を引くわけですよ。この間、広島少年院のお話がテレビであっていただけなんですけれども、少年犯罪自体は最近減少傾向にあると。東広島にある少年院においては、入所者の3分の1が幼児期に虐待を受けた子たちだというようなことが言われていたし、また、これが女性だけということにしたら、広島少年院に入所している子どもたちの70%の子が幼児期に虐待を受けて育った中で、自分の居場所を見つけられずに、そういう犯罪に走ってしまったというようなことの報道があっていたんですよ。さっき教育長がおっしゃっていたけど、やっぱり子どもたちにレジリエンスをしっかり身につけておかないと、一度つまずくと、もうそれで駄目だというんじゃないくて、道はいろいろあるよと、こっちで駄目やったら、いやいや、こっちのおじちゃんのところに行って話ばしてみれとかいうようなことで、やっぱり落ち込んでいる子どもたちの存在意義、それから、あなたがいることが意義があるということをしっかり子どもたちに伝えられるような大人が周りにどれぐらいいるかによって随分子どもたちの成長が変わってくるんじゃないかと思えます。

もう時間が来ていますので、次に行きます。

最後の質問なんですけれども、保育園とか幼稚園ですね、3歳、4歳の子どもたちがマスク生活の中で脳の発達障がいが起こっているのではなからうかというような脳医学者のほうからの指摘がなされていますけれども、この点に関して何かお答えできるお話がありますか。

○議長（平木一朗君）

石橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（石橋正隆君）

コロナ禍で、マスク生活によって発育、発達に課題があるんじゃないかというふうなことかと思いますが、先日、大川中央保育園のほうですけれども、改めて見に行きました。5月下旬から2歳児以上は外ではマスクは取ると、部屋の中ではマスクをして過ごすというふうなことで、少しずつマスクを外す方向で、当然、暑い時期になってきましたので、それについては厚生労働省も一律にマスクを着用させることはしないと、そういうふうな方向でございますので、今の状況についてはそういうことでございます。

今お話にあったことにつきましても、大川中央保育園の園医、嘱託医でございます小児科の先生のほうにもそういったことはどうなんだろうかというふうなこともお伺いいたしました。確かにマスクの影響であるとか、それから、社会が押さえつけられている暗い影響というのは、もちろん否定するものではないけれども、現時点ではきちっとしたエビデンスといえますか、証拠があるわけではないと。それを突き詰めるよりも、園でできないことをもっとカバーするようなコミュニケーションの取り方であったり、園のほうも先生方はマスクをしておりますので、できるだけそれをカバーするような家庭のコミュニケーション、スキンシップ、そういったことを園のほうからもお伝えしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうなお話をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（平木一郎君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。

3歳児、4歳児とかいうのが一番脳の発達する時期であります。この年代の子どもたちというのは、まず、大人のまねをすることから始まって、いろんなことを学んでいくわけです。やっぱりマスクをしていることによって表情が見えにくいという中で、多分、子どもたちが戸惑いを感じている。例えば、園のこの先生は今怒っているのか、笑っているのか、悲しんでいるのかというのがなかなか判断しにくいという中で、子どももなかなか表情豊かな表現ができにくいと。それこそ笑い話のような話なんですけれども、マスクをした子が友達と遊びたいがゆえに後ろから肩をたたいたら、たたかれたほうはいきなり何とかちゃんがたたきましたみたいな話で先生に言いつけると。だから、子ども同士のコミュニケーションも取り

にくくなっているというふうに思うわけです。

僕は小学校の授業においても、低学年、要するに1・2年生とかいうのは、やっぱり言葉をマスターしてから、それから文字をマスターしていくんだと思うわけです。そういう中で、先生がお話ししていらっしゃるけれども、口元が見えない、口の動きが分からないというのは、学習をしていく上でも何らかの障害になっているのではなかろうかというふうに思うわけです。今はこういうパーティションとか、シールドであったり、フェイスシールドとか、口元が透けて見えるようなマスクであったりとかあると思うわけですよ。僕はできるだけ小学校の低学年までに関しては、授業中に先生の口元がちゃんと見えて、表情が分かるような体制で授業を行っていただきたいと思っているんですけれども、この点はどうでしょうか。

○議長（平木一朗君）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝君）

教科によりましては、そういったフェイスシールドを使った授業をやっておるのが現状でありますけど、全てということで今はまだやっておりません。できるかというところをまた検討して、考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございました。

壇上でも言いましたけど、最後は市長にお願いなんですけれども、大川市独自の指針ということで、分かりやすく具体的に大川市民に対してマスクの着用の在り方、何かお示しできるような方法はありませんか。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

十分な医学的、疫学的な知見がなかなか大川市ではありませんので、一律にというのは難しいとは思いますが、国が出している指針そのものも、国民の多くが、あるいは大川市民の

多くの方がそれ以上にマスクをしておられるというふうに思います。例えば、一人で外で歩いておられる方もマスクをされていたり、一人で車を運転されている方もマスクをされていたりということですので、例えば、グラウンドゴルフ大会等、いろんな機会を捉えて、適時適切にマスクは外しましょうということはやってまいりたいというふうに思っております。

学校現場については、想像するに、今、例えば、コロナに感染する、あるいは濃厚接触になったときの休まないといけない期間がやはりあまりにも長いので、ここは国において適切な長さになれば、そういうマスクを外すということが定着していくんじゃないかなと思います。学校の先生たちは多分外したくても、万が一を考えるとリスクがすごく高い。10日間も子どもを休ませることになれば、やはりそれはなかなか踏み込めないのかなというふうに思います。広く市民の皆様にはお伝えをしていきたいと思っております。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございました。

最後ですけれども、来年4月にはこども家庭庁とかいうのも開設されます。ここが一番の基本は、不登校、いじめ、虐待、多分これを庁で一元化して、これを何とか解消していこうというような方向性だと思います。そうなってくると、やっぱり国からのいろんな指導も下りてくるのではなかろうかと思っておりますけれども、できるだけ学校生活において子どもたちの日常生活に支障がないように、今後ともよろしく御指導のほどをお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は11時といたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時46分 休憩

午前11時 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、5番馬淵清博君。

○5番（馬淵清博君）（登壇）

議席番号5番、馬淵清博でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

今回は、市の特別会計事業である国民健康保険、後期高齢者医療保険の現状と今後の見通し等をお伺いできればと思います。

我が国は世界の中で最長の平均寿命を誇る国であります。また、高い保険医療水準を実現している国でもあります。日本人の平均寿命は、昭和58年に男性約74歳、女性約80歳でしたが、令和2年には男性81.64歳、女性87.74歳まで延びてきたそうです。女性は世界1位、男性は世界第2位だということですが、これを支えてきたのが国民皆健康保険制度であります。

この制度は、国民みんなが公的医療保険に加入し、その保険制度を利用した医療費で高度な治療が受けられるなど、万が一病気になったときに備えて、みんなでお金を出し合い、医療にかかる費用の一部、またはその全部をそこから拠出するという医療保険の仕組みです。

その始まりは、昭和2年に労働者を対象とした健康保険法が施行され、その後、農民などを対象とした国民健康保険法が昭和13年に施行されたそうです。その後、敗戦と戦後の混乱のために事業を休止する組合が続出、多くの国民が公的保険のない状態に置かれていたそうです。

そこで、市町村に国民健康保険事業の運営を義務づけるとともに、市町村に住所を有する者は被用者保険加入などでない限り加入しなければならない国民健康保険法の全面改正が昭和33年に行われ、昭和34年に施行。市町村に対しては1961年、昭和36年に義務化、施行され、国民誰もが一定の自己負担で必要な医療を受けることができる国民皆健康保険制度が確立したそうです。

また、後期高齢者医療制度の始まりは、昭和47年、老人福祉法が改正されたことにより、翌昭和48年から老人医療費支給制度が実施されることとなります。その制度は70歳以上、寝たきり等の場合は60歳以上ということですが、その高齢者に対し医療保険の自己負担分を国と地方公共団体の公費を財源として支給、医療費を無料化するというものでした。この老人医療無料化以降、老人医療費は増大し続けます。こうした中で、昭和57年、老人保健制度が成立、医療費の一定額を患者が自己負担するなど改正。その後、幾多の変革を経て、平成20年、後期高齢者医療保険へと移行していったとのことでした。

現在、ささやかれているのは2025年問題です。令和7年には団塊の世代が75歳を超え、超

高齢社会になると言われております。団塊の世代とは、戦後、第1次ベビーブーム期、昭和22年から昭和24年に生まれた世代のことです。この3年間に生まれた人口は約806万人と言われ、他の世代に比べ極端に人口が多くなっています。この団塊の世代が2025年、国民健康保険から全て後期高齢者医療保険に移り変わります。今まで支えてきた立場から、これからは医療や介護を必要とする側に回ることになります。今後の社会保障制度、また、医療費などの問題、介護分野での整備や対策が懸念されております。

そこで、我が大川市の各保険制度の現状をどのように捉えておられるのか、また、今後の見通しや取組についてお伺いをしたいと思います。

以上で壇上の質問を終わります。

そして、国民健康保険、後期高齢者医療保険と最も関連があるもう一つの特別会計事業、介護保険制度につきましては、必要に応じて質問席にて行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

馬淵議員の御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃいました団塊の世代と呼ばれる昭和22年から昭和24年生まれの方、本市では本年5月末現在で1,876名いらっしゃいます。この方々が本年度から75歳に到達をされ始め、令和6年度にかけまして国民健康保険や社会保険から後期高齢者医療保険へと移行をされます。このため、国民健康保険におきましては、被保険者数が減少することで医療費は減少していく見込みであります。

一方で後期高齢者の方々は増加しますので、後期高齢者医療保険財政及び介護保険財政を支援する納付金の額は増加していくことが見込まれます。

次に、後期高齢者医療保険につきましては、県単位で運営をする福岡県後期高齢者医療広域連合が保険者でありまして、県内統一の保険料を御負担いただき、広域連合が保険給付を実施しております。

本県は全国でも1人当たり医療費が最も高い群にあり、広域連合も医療費適正化に向けた予防事業を強化しております。本市も被保険者の増加に比例して医療費が増加しているところであり、団塊の世代の方々が後期高齢に移行されることでますます医療費が増大すること

が見込まれることから、本年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、後期高齢者の方々の健康増進に取り組んでいるところであります。

いずれにしましても、市民の皆様の疾病予防・健康増進対策につきましては、大川三潞医師会や大川三潞歯科医師会、福岡県後期高齢者医療広域連合と連携しながら各事業の適正な運営に努めてまいります。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席よりお答えいたします。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。

団塊の世代というこの用語は、経済企画庁の長官を歴任されました堺屋太一氏による近未来小説の題名「団塊の世代」というのに由来していると言われております。この世代は、戦後の高度経済成長時代、バブル、オイルショック、そして、平成不況を経験した世代であり、労働者として、また消費者として、戦後の日本の社会や経済に様々な影響を及ぼしてきたと言われております。

2022年には、その人々が75歳の後期高齢者に差しかかってくる起点の年であります。2025年までには、今後3年間で毎年200万人ずつ、ざっと600万以上の人が後期高齢者になり、国民の4人に1人が75歳以上になる計算だそうです。

先ほど市長の答弁にありました、大川市では1,876名ということでございました。その方たちが後期高齢者に移るということで、今後の医療、また見直し等に、実際に問題になってきた年になってきておるところでございます。

順を追って質問させていただきたいと思っております。

まず、国民健康保険事業の現状からお伺いをしたいと思います。

直近3年程度の国民健康保険被保険者の人数が分かりましたらお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

議員の質問にお答えいたします。

平成30年度から令和2年度までの3年間ということでお答えをさせていただきます。

それぞれ年度の平均の人数でございます。平成30年度が8,877人、平成31年度が8,616人、令和2年度が8,367人でございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。若干微減という感じに受け取りたいと思いますけれども。

それでは、直近3年間の事業収支の中で主な項目の金額、国民健康保険税の収入、それから、一般の医療関係に支払った保険の給付金ですね。

それから、これも一緒にお伺いしたいと思いますけれども、国民健康保険会計の中に一般財源から入れました繰入金、この3つ、分かりましたら年度ごとに3年程度お伺いできればと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

こちら平成30年度から令和2年度までの数字をお答えしたいと思います。

まず、平成30年度ですが、保険税の収入が8億6,800万円、保険給付費が31億2,200万円、一般会計からの繰入金が3億9,100万円、次に、平成31年度でございます。保険税収入が8億4,900万円、保険給付費が31億7,300万円、一般会計からの繰入金が3億7,300万円でございます。次に、令和2年度でございます。保険税収入が9億1,300万円、保険給付費が30億1,000万円、一般会計からの繰入金が4億6,100万円となっております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。

ちょっとこれを見てもみますと、保険税の収入は平成30年度、平成31年度が約8億5,000万円程度でしたが、令和2年度、人数は先ほど平成31年度から2年度は減っているんですけれ

ども、保険税の収入というのが平成31年度から2年度にかけて1億円弱多くなっています。人数が減ったのに、何で保険税の収入が多くなったのか、その理由が分かりましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

お答えいたします。

令和2年度につきましては、税率改正がございまして、簡単に説明いたしますと、均等割額が4万3千円から4万8千円に、平等割額が3万5千円から5万1千円に、また所得割につきましても支援金分が2.4%から2.56%へ、また介護分が2.1%から2.27%にそれぞれ改正がっております。加えまして、限度額につきましても96万円から99万円に引上げがっておりますので、この税率改正により保険税収入が増えたものと思われまます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。

それから、医療機関に払う保険給付費は、人間が減っているけれども、ほぼ一緒ということは、1人当たりは増額しているということに理解したいと思いますけれども、一般財源からの繰入金のことを伺ったときに、これも平成30年度、平成31年度は3億円台だったのが、2年度は4億6,000万円、これもかなり増えております。この理由も分かりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

お答えいたします。

一般会計からの繰入金が増加した主な理由はということでございますが、先ほども申しましたように、税率の改正がまずございました。また、新型コロナの影響が令和2年度出ております。それで、保険税の軽減対象者や軽減額が増えたために、それを補填す

るための繰入額も増えたものと思われま

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。

以前、3年度じゃなくて、平成25年、平成20年というのもずっと調べてみました。保険税の収入というのは平成20年度が約10億円、それから、平成25年度になると9億7,000万円、人数がその頃から減ってきたのかなと思うところで、税収がだんだん少なくなってきておるといふふうに思っております。

それから、保険給付費というのは大体毎年同じ程度支給されておりますけれども、一般財源からの繰入金は以前から比べるとだんだん増えてきているといふふうに受け取られます。

それで、現状は現状として、今後の推移を考えてみますと、団塊の世代が後期高齢者に移ると、それから、被保険者の数が減って保険税収入の減といふふうに考えてきますけれども、そこら辺のことを考えたところで、今後の見込みなり方向はどのようなふうに推移を見込まれているのか、お話を聞かせていただきたいと思

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

お答えいたします。

まず、団塊の世代が後期高齢者に移行が終わられます令和6年度の推計ということでお答えをさせていただきます。

まず、被保険者数ですが、6,958人、令和2年度と比べますと1,400人程度の減少でございます。国保税の収入につきましても、7億6,100万円と2年度と比べまして1億5,000万円程度の減の予想でございます。また、保険給付費につきましても、25億900万円、約5億円の減が見込まれます。一般会計からの繰入金は3億8,400万円で、およそ7,500万円の減少となる見込みでございます。あくまでもこれは現在と同様の条件で推計をしておりますので、状況が変わればまた変わってくるかと思われま

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございます。先ほど課長のほうで答弁いただきましたけれども、大体人数が減るしこ、やっぱり全てが減ってくるというふうな試算が出ているというふうに取ります。

それから、国民健康保険も将来は広域連合になるというふうな話を伺いましたけれども、その点につきまして、分かる程度でお話をいただければと思いますが。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

お答えいたします。

国民健康保険につきましては、財政基盤が弱く、市町村での格差が大きかったことから、平成30年度の制度改正によりまして、まず、県と市町村で共同運営を行うこととなることで制度の改正がっております。

また、保険税に関しましては、今後は広域連合という形ではなく、県内で均一の税額に向けて、今現在、県と市町村で協議をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございます。

広域連合という話をちょっと伺っておりましたので、そう聞いたところでございましたけれども、保険税が均一ということでお聞きしましたが、国民健康保険やったですかね、大川市の医療費は平均よりも高いほうだと、そんなふうに市長が言われたと思います。よそよりも高いということは、税率がよそと均一になった場合、よそ並みに合わせるということで、もし、よその税率が低かった場合は、またより多い医療費の支払いをしなければいけないというふうに取りますけれども、そこは私の思うところと違いますかね、お伺いしたいと思います。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

先ほどの市長答弁につきましては、後期高齢者医療のほうが全国でも高いレベルということですので、国民健康保険ではそういうことはございませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

すみません。失礼いたしました。

それでは、引き続き質問ですけれども、一般財源からの繰入金のことについてちょっとお伺ひしたいと思います。

一般会計からの繰入金4億6,000万円で行いましたけれども、この中に先ほど言われましたコロナ等で国、県からの負担があったので繰入金が増えたということで行いましたけれども、その4億6,000万円のうち、市からの持ち出し分と国、県からの補助の額というの
は分かりますでしょうか。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

繰入金の分の内訳でございますが、まず、国庫負担金としまして4,500万円、それから、県費負担金としまして1億5,700万円、また、人件費等その他の費用およそ1億3,000万円につきましては、交付税の措置となっております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

今言われました額をざっと足してみると3億円——ちょっと質問を変えます。それはまた詳しく後でお伺ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

保険給付費を抑えるということが一番国民健康保険の財政を安定させるということだと思いますけれども、抑えるに当たって、市民課としてはどのような対策を考えておられるのか、

今後の方針をお伺いできればと思います。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

お答えをいたします。

まず1つ目に、被保険者の方々に特定健診を積極的に受診していただきまして、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげることでございます。また2つ目に、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品への転換を促進することでございます。3つ目に、幾つも病院を掛け持ちで受診されている方や、また、お薬をたくさんもらっておられる方々がいらっしゃいますので、この方々への訪問健康指導事業などを実施すること、これらの3つの事業を中心に医療費の削減に努めることで歳出を抑えることができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。毎年決算のときですかね、特定健診のパーセントが少ないというふうな話がいつも出ております。市民課におかれましては、どんどん啓発をしていただけて上げていただくと。そして、医療費を抑えていただくように努力していただきたいと思っております。

それから、国民健康保険税に関しまして、納付書には担当課として市民課国保年金係というふうな封書で来ます。実際の徴収は税務課のほうで徴収されるということでございますので、税務課のほうにお尋ねをしたいと思っておりますけれども、最近3年程度の国民健康保険税の収納率というのか、そういうのが分かりましたらお願いをしたいと思っております。

○議長（平木一朗君）

川野税務課長。

○税務課長（川野文裕君）

お答えします。

国民健康保険税の収納率につきまして、現年度でございますけれども、平成30年度、現年

度で93.6%、平成31年度94.1%、令和2年度95.4%となっております。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

すみません。私のほうがちょっと年度を勘違いしていたみたいですけど、令和2年度は96.4%。

○議長（平木一朗君）

川野税務課長。

○税務課長（川野文裕君）

令和2年度は95.4%です。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございます。すみません。失礼しました。

年度ごとに93.6%から94.1%、95.4%と収納率は上がっているということですね。これは税務課だけじゃなくて、市民課の方も一緒になって税を納めてもらうということで上がってきたのではないかと思いますので、そこは努力をしていただいた方にありがたく思っています。

また今後、未納者の滞納という方がまだ数%おられますけれども、その方たちに対してはそういう指導とかがありましたらお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（平木一朗君）

川野税務課長。

○税務課長（川野文裕君）

今後の対応ということかと思えますけれども、国民健康保険税は7月から8期に分けて納付いただいておりますが、納期限までに納付が確認されなかった方へは翌月に督促状を送付しております。納め忘れ等があると思えますので、通知により納付を促すこととなっております。その後ですけれども、まだ納付されていない場合は、電話、文書、臨戸訪問にて未納となっていることを説明し、納付を促しているところがございますので、引き続き納付忘れがないように促していく取組をしていきたいと思えます。

また、納税しやすい環境整備、これが必要かと思います。金融機関窓口での納付以外に、口座振替、コンビニ納付、スマートフォンアプリを使った納付方法がございますので、市報、ホームページで周知を図り、未納とならないように、今後も引き続き取組を行っていきたいと思います。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。これからも環境整備をしながら納付率を上げていきたいと。各課の努力を期待しておりますので、大変でしょうが、頑張ってくださいと思います。

それでは、次の後期高齢者医療事業の現状について移っていききたいと思います。

先ほど市長が壇上で広域連合の説明をしていただきましたので、広域連合のことは置いて、これも直近3年間程度の被保険者の数をお伺いしたいと思います。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

お答えいたします。

こちら平成30年度から令和2年度までの3年間の年度平均ということでお答えをさせていただきます。

平成30年度が6,545人、平成31年度が6,603人、令和2年度が6,595人でございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

あまり人数は変わらないと思いますけれども、それで、これも金額的に収入という形でお願いをしたいと思いますが、すみません、収支で市からのここ3年程度の繰入金と医療費の保険料の収入ですね、これも3年程度分かりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

お答えをいたします。

こちら平成30年度から令和2年度の3年間でお答えさせていただきます。

一般会計からの繰入金平成30年度1億9,900万円、保険料収入が3億6,400万円、平成31年度につきましては、一般会計からの繰入金1億8,900万円、保険料収入が3億9,200万円、令和2年度につきましては、一般会計からの繰入金2億200万円、保険料収入が4億800万円となっております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございます。

保険料収入をさっき伺いましたけれども、これも高齢者のほうが始まってからはだんだん保険料の収入というのは人数が増えてきたか、税率がどうなったか知りませんが、保険料の収入というのは近年3年度程度を見ましても若干増えております。それにつれて、市からの繰入金も若干増えております。これは高齢者医療保険収入と市からの繰入金は広域連合のほうに納付するというふうになっておりますけれども、広域連合に納付する金額というのは、広域連合から幾ら入れてくれと言うのか、大川市は何人だったから幾ら入れますと言うのか、そこら辺の決定ですね。広域連合から幾らと言ってくるのか、それとも大川市で幾らと納めるのか、どちらか、どんなふうになっているのか、仕組みをお願いしたいと思いますが。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

お答えをいたします。

こちらは広域連合のほうから、被保険者数や県全体の医療費等を換算しまして、大川市は幾ら幾ら広域連合納付金を支払ってくださいという通知が広域連合のほうから参ります。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。

広域連合から指定してくるということですので、向こうのほうも考えたところで幾らというふうな形、人数とかを考えて指定してくると思いますけれども、令和2年度の保険税の収入ということで約4億800万円ということでございます。その4億800万円のうち、高齢者から直接いただく保険料、それから、国保、協会けんぽとかを含む被用者保険からの支援金があると思いますけれども、4億800万円の内訳というのは分かりますでしょうか。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

こちらの令和2年度の4億800万円といいますのは、全部後期高齢者医療の被保険者からいただく保険料でございます。いわゆる国保や社会保険の方からの支援金分は一切含まれておりません。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。ちょっとまたそこは私勉強不足でございました。

それで、今後の推移ということで、2025年以降、後期高齢者の対象となる方の人口が一気に増えると保険料が増えるのかなというふうに考えます。そうなると、またそこで広域連合のほうから幾ら給付金などを指定してくるのか分かりませんが、そこら辺の2025年に向けての想定というのがありましたらお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

お答えいたします。

広域連合への納付金の額はちょっと推計ができておりませんが、それ以外の人数等についてお答えをさせていただきます。

団塊の世代の方が全員後期高齢者に移行されます令和6年度について推計をいたしております。被保険者数が6,879人、こちらは令和2年度と比べまして284人の増ですね。それから、

保険料の収入が4億2,800万円、約2,000万円の増加、また、一般会計からの繰入金も2億1,200万円と約1,000万円程度増加するものと見込んでおります。こちらも現在の状況と同じということで推計をしておりますので、状況が変わりましたら多少変動するかと思います。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。

あくまで推計ということですが、広域連合に納める額は若干増えるんじゃないかということで、繰入金も増えてくるのかなというふうに判断するわけですが、75歳以上の後期高齢者1人当たりの年間の医療費というのは全国で92万円に達しているそうです。75歳未満の平均は21万9千円ということで、後期高齢者は4倍ぐらいには達しているというふうに厚労省のほうでは令和2年度に発表しております。後期高齢者は治療費の支払いの自己負担が1割なんですよね。それまで3割だったのが1割になるので、その分、広域分から来る医療費は多くなると思います。それが今後どのようになるのか、大きな問題になってきているところでありまして、今年10月からは後期高齢者の患者負担割合は一定の所得がある方、200万円以上というふうに書いてありますけれども、これが1割から2割負担しなければならないと、患者負担が増えると。現行338万円以上の方は今でも3割は負担してあるんですけども、1割の方の約20%が2割になるということで、またそこで広域連合からの給付金等は、試算はできておりませんが、若干増えてくるのかなというふうに思うところでございます。

ここで、後期高齢者に対しては歳出を抑えるというのは、全額向こうのほうに納めてしまうわけで、向こうから給付金をもらうわけですから、対策というのがあるのかなと思いますけれども、何かそこら辺で市民課長、意見がありましたらお聞きしたいと思いますが。

○議長（平木一朗君）

岡市民課長。

○市民課長（岡 貴代美君）

やはり後期高齢者の方々もまず病気にならないという医療の予防ですね、こちらと介護、認知症等の予防が必要と思われるので、先ほど市長も答弁しましたように、高齢者の保健

事業と介護予防の一体的事業、こちらを今年度から実施を始めております。こちらを実施しまして、高齢者の疾病予防、介護予防に努めることで医療費を削減し、このことが歳出の削減につながっていくかと思えます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。先ほど壇上で市長も答弁されました。今、市民課長も言われましてけれども、介護予防ですね、それがやっぱり一番じゃないかと思えます。

そこで、今から介護保険事業のことについてお伺いしたいと思います。

1960年代から老人福祉政策は始まりました。1963年には老人福祉法が制定、1982年には老人健康法というのが制定されております。その後も高齢者は増え続けて、2000年4月に高齢者を全体で支えようという理念を持って介護保険制度が導入されたと伺っております。介護保険制度は、高齢化が進むことによって要介護者が増えたり、介護を必要とする期間が長くなったりということで、それを想定してつくられたとのこと。2020年で介護保険制度から20年が経過をいたしまして、この20年間で要介護認定者は218万人から669万人へ、およそ3倍に増えたと伺っております。その間に介護予防・地域支え合い事業とか地域包括システム等が制定されて、地域密着型の介護が導入されてきております。現在、大川市の場合は第8期大川市長寿社会対策総合計画というのを遂行中ということで伺っております。

そこで、介護のほうについてまたお伺いしたいと思いますけれども、近年3年間の被保険者数と、その中の介護の認定者数が分かりましたらお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（平木一朗君）

江崎健康課長。

○健康課長（江崎くるみ君）

お答えいたします。

平成30年度から令和2年度までの3年間につきまして、各年度末の数値になりますけれども、第1号被保険者につきましては、平成30年度が1万2,047人、前年度と比べますと116人の増になっております。平成31年度は1万2,014人、前年度比33人の減になります。令和2年度は1万2,000人、前年度比14人の減となっております。高齢者人口は平成31年をピー

クに減少に転じております。

次に、認定者数につきましては、こちらも年度末の数値となりますけれども、平成30年度は2,087人、前年度と比べますと8人の増となります。平成31年度は2,128人、前年度比41人の増、令和2年度は2,148人、前年度比20人の増となっております、高齢者人口は減少に転じておりますけれども、認定者は増加傾向にあるということでございます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。これからも人数というのは減っていくと思われまして、介護の認定者はやはり年を追って増えていくのかなと思います。

それで、これも収支のことをお伺いしたいと思いますけれども、介護保険のほうから市内各事業所に払っている保険給付費の金額と、それに伴うといいますか、市からの繰入金が見るか、これも直近3年程度お聞きしたいと思いますのですが。

○議長（平木一朗君）

江崎健康課長。

○健康課長（江崎くるみ君）

お答えいたします。

まず、保険給付費につきましてはですけれども、平成30年度は約31億8,843万円、金額でいきますと5,905万円の増となります。平成31年度につきましては、約32億1,893万円、金額でいきますと前年度比から3,050万円の増、令和2年度、約32億9,692万円、前年度と比べますと7,799万円の増と推移しております。認定者の増加に伴いまして保険給付費も増加傾向にございます。

次に、保険給付費に対する市の一般会計における負担につきましてはでございますが、給付に要する費用の12.5%を費用として納めるということで介護保険で定められております。平成30年度は約3億9,855万円、前年度と比べますと738万円の増、平成31年度は約4億236万円で、前年度と比べますと381万円の増、令和2年度につきましては、約4億1,211万円、前年度と比べますと975万円の増となっております、保険給付費の増加に伴い、市の負担も増加しているという状況でございます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

被保険者の数は減っているのに認定者が増えると、それに伴って保険給付費も増えるし、繰入金も増えているということでございます。

そこで、今後の推移ということをお伺いしたいと思いますけれども、2025年に向けて高齢者は増えるということでございます。それに伴って介護のニーズというのも高まってくるだろうし、そういうふうを考えているところでございます。

ここで、ほんにこういうことを聞くのは酷かもしれませんが、なるべく歳出を抑えてほしいというのは、市のほうからは、皆さんも頑張っていてあると思いますけれども、介護予防とか、先ほど市長が言われました健康寿命の延伸とか、そういうことを考えたところで、今後、市のほうとしてはどのような対策を取ったほうが良いというふうなお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平木一朗君）

江崎健康課長。

○健康課長（江崎くるみ君）

保険給付費の歳出等を抑えるためにどのような対策が必要かということであるかと思いますが、保険給付費を抑制するにはやはり健康寿命を延ばすことが重要だと思います。健康寿命延伸の取組の一つとしまして、令和4年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始しております。

この事業は、医療や介護情報を分析しまして、本市の高齢者の健康課題に応じた保健事業を実施するもので、今年度は医療や介護の情報がない健康状態不明者を個別に訪問しまして、アセスメントを行いまして、医療や介護予防が必要な場合は受診を勧めたり、介護予防事業へ参加を促したりということで、重度化防止を図るということで給付費抑制につなげてまいりたいと思っております。

また、ゆうゆう会の22か所をモデル地区と設定いたしまして、参加者の介護リスクを判定した上で、理学療法士を中心にフレイル予防の体操等を指導するなどしながら、地域の介護予防の取組を強化してまいります。

ちょっと長くなりまして申し訳ございませんが、このほかにもリハビリ専門職、また管理栄養士が高齢者等を訪問しまして、本人の状態、また住環境を含めたアセスメントを行いまして、状態改善に取り組む短期集中型訪問サービス、また、健康福祉センターを拠点といたしまして、介護サービスを利用しなくてもいいように、自立した生活が送れるように、セルフケアを学び、自主的な健康づくり、介護予防につなぐ短期集中型通所サービスなども実施しております。また、認知症対策としまして、発症、重症化予防を目指す成果連動型認知症予防事業とかを行っておりますし、社会参加することが認知症や介護リスクを低下させるということもありますので、役割を持って社会参加していただくために、介護予防サポーターとか生活支援サポーターを養成しながら、ボランティアポイントによって活動支援を行うという取組も行っております。特に生活支援サポーターは、研修を受けていただいた後に、有償ボランティアとして、ちょっとした生活の困り事であったりができる範囲で支援するという活動をされておまして、地域の支え合いによって、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続している高齢者が増えているということと、また、その役割を持って生きがいを感じながら、生き生きと活動されている高齢者も増えているという状況でございます。

最後、この健康寿命は一人一人の努力によって延ばすことができるというものであるかと思います。また、介護予防によって本人と家族の生活の質を改善する、自立支援を目指すこともできるかと思います。若い頃から糖尿病などの生活習慣病の予防に努めていただいたり、あと早期発見、早期治療のために検診を受けていただいたり、市の取組にも興味、関心を持っていただいて、多くの方に御参加をいただけるように、市としましても事業を市民の皆様と共に考えて健康推進を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

課長ありがとうございました。短期集中型や質を改善して皆さん健康でいていただきたい。かなり広域な支援をしておられますし、職員の方々も一生懸命努力をして、長生きしていただきたいというふうにご考慮されるかと思っておりますので、今後とも頑張ってくださいと思っております。

それから、市長にちょっとお伺いしたいと思います。

3 特会も年々歳出額は増加傾向でございます。それと同時に、一般財源からの繰入れも増加しているというふうに取り扱います。ここで何とかとどまっておかなければ、一般財源からの繰入額、上限というのはあるかどうか分かりませんが、保険料の値上げとかもなるべく市民に負担が行かないようにすることも努力が必要じゃないかと思っておりますけれども、そこは各課長たちとお話をしている間で何か思われたことがありましたら、一言お願いしたいと思っております。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

これは全国的な、そして、構造的な問題であります。我々ができることということでありまして、まず、一般会計の収入を落とさない努力を続けていかないといけないということでありまして。「大川の駅」をはじめ、この地域の経済をしっかりとすることで税収をしっかりと確保するという事です。高齢者の数と若い人の数が劇的に変わることはありませんので、負担できる力をまずつけていくということ。

それから、歳出抑制につきましては、先ほど課長が申し上げたとおりであります。健康は、お一人お一人の努力で健康になりますし、一番責任を持っているのは、自分の体の健康の責任は自分自身だということ、若いうちから生活習慣病を予防するように心がけよと後ろから課長にも言われましたので、暴飲暴食はやめて、しっかりと運動して、ストレスの少ない生活を皆様に心がけていただけるように周知していきたいというふうに思っております。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。

今回、各保険関係の質問をするに当たりまして、改めて市長と一緒に、私も日々こうして健康で仕事や生活できることに感謝をいたしております。私も高齢者の一人でございますので、大川市でもますます高齢化が進み、高齢者の人口の増加は各保険事業の運営に大きな影響を及ぼすと考えられますけれども、先ほど市長が言われましたように、皆さん健康で、本市に住む人々がますます健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向けて、市のほうでも取り組んでいただけます

ように切にお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は13時としますので、よろしく願いいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、3番内藤栄治君。

○3番（内藤栄治君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号3番、内藤栄治です。

まず初めに、ウクライナ情勢は、ウクライナ国民の方々に甚大な犠牲者が出て、言葉に表すこともできないようなことがロシア軍の行為で行われています。戦争犯罪で早く罰するよう強く願うばかりです。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回の質問は、筑後川の中央に導流堤が築かれています。その突端の近くから西に20メートルのところにある島についてです。長さ150メートルから200メートルほどかと思えます。いつ頃からか流域の人は宝島と言っています。約40年ほど前まではその宝島で花火大会が開催されていました。よく御存じで親しみを感じる大川市民の方も数多くいらっしゃると思います。

その宝島が現在、崩壊の危機に直面しております。私も6月12日日曜日にヨシ切りのため西側から上陸してみましたが、その崩壊の速さにはびっくりさせられました。島の幅は、確認するため歩幅で測ってみると十五、六歩ほどしかなく、東側、西側と両方からの波の浸食で崩壊が進んでいて、これではあと五、六年も持つかどうか分からなく、危機感を募らせた次第です。

この宝島はいつ頃から現存していたか分かりませんが、明治13年に導流堤の工事が始まったときには導流堤まで宝島があり、この宝島を活用して工事がなされた形跡があります。明治の初期に大工事がなされ、導流堤が築かれました。その導流堤と宝島は一体と思われます。

宝島を活用して導流堤の工事がなされ、10年の年月をかけて長さ6.5キロの工事が完成しました。現在、この導流堤は土木遺産に選ばれていて、大川市としても昇開橋とともにかけがえのない観光資源です。宝島も筑後川の中州を形成して、現在、野鳥の楽園となっております。また、絶滅危惧種のニホンウナギのすみかともなっており、昔から大川の筑後川産のニホンウナギのことを旅立ちうなぎと言われて、そのおいしさは知る人ぞ知ります。

このように自然豊かで導流堤と歴史的にもつながりがある貴重な宝島をこのまま放っておけば、あと五、六年でなくなるかもしれません。一ボランティア団体だけでの活動では保存は手に負えない状態です。行政の力を借りて、大川の宝として宝島を保存しようではありませんか。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

環境問題として、クラゲの悪臭については自席から質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

内藤議員の御質問にお答えをいたします。

いわゆる宝島の保全についてのお尋ねでございますが、宝島は、筑後川のデ・レーケ導流堤の上流部に位置し、ヨシが生い茂る中州部分でありまして、50年前には南北の長さが600メートル、幅が約45メートルあったという記録もあり、議員御指摘のとおり、年々その面積が小さくなっている状況であります。

本市特有の資源でありますこの宝島は、多くの市民にとって思い出深いものであり、また、その活用方法によっては新たな価値を生み出す可能性が十分にあるものであります。

これまでNPO法人の方々が浸食を防ぐ活動をされたこともありますが、1級河川の中のことでもあり、抜本的に浸食から保護する対応は取られずに来ていると認識しております。私としてもかつて花火が上げられていた宝島を保全していきたいとの思いは持っておりましたが、現在進めております「大川の駅」整備事業の中で川の駅も整備することとしておりまして、この流れの中でなら保全に向けて取り組めるのではないかと考えております。また、「大川の駅」にとっても素晴らしいコンテンツの一つになるのではないかと考えております。このことから、引き続き、河川管理者であり、川の駅事業に御指導、御支援をいただいております国土交通省に対しまして、我々の思いを伝えながら、川の駅整備の中で検討、協議を

してまいりたいと考えております。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席よりお答えをいたします。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

御答弁ありがとうございます。市長の思いも宝島については大変理解が深いなということを確認いたしました。

それで、「大川の駅」の構想の中で宝島を活用して残していきたいなということと私は理解しておりますけど、そうなってくると、この「大川の駅」ダイジェストの中にも宝島ということもしっかり図面の中に明記されております。だから、この宝島ということはやっぱりなくなっちゃいけないなということは皆さん一緒の気持ちだろうと思って、利用されて活用したいなと思われていると思いますけど、大川の駅推進室長どうでしょうか。活用方法をお願いします。

○議長（平木一朗君）

甲斐大川の駅推進室長。

○大川の駅推進室長（甲斐 衛君）

宝島の活用につきましては、「大川の駅」全体計画の中の事業プランとして上げられております。全体計画で設定した事業コンセプトの一つである水辺の魅力を体感する、これを踏まえて策定をしております道の駅基本計画では、その事業内容を、自然環境を楽しめる空間の創出、有明海、筑後川を活用したレクリエーションの充実というふうに具体化しております。このようなコンセプト、事業内容に基づきまして、現在、川の駅・かわまちづくり計画を策定しているところであります。私としましても雄大な筑後川の中にある川の駅の整備予定地及び宝島は、非常に高いポテンシャルを持つ資源であるというふうに考えております。

しかしながら、現状としましては、議員も言われましたけど、この資源を使い切れていないといえますか、活用し切れていない状況であります。この資源を日常的に楽しめる場所に変化させ、交流の拠点とすることで魅力的な場所になっていくのではないかというふうに思います。

宝島については、具体的に施設整備の検討はまだしておりませんが、例えば、宝島へ上陸をするということにしてもいろいろなアイデアがあるのかというふうに思います。例えば、

干潮のときしか上陸ができないとか、ジップラインで上陸をすとか、夢が膨らむような活用の仕方があるのではないかというふうに思います。

いずれにしても、市長も答弁しましたが、現在、筑後川河川事務所と連携をしまして、川の駅・かわまちづくり計画を策定しておりますので、まずは宝島に対する私たちの思いを河川管理者であります国土交通省にお伝えしながら、宝島の活用を協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

ありがとうございました。いろいろと川の駅構想の中でこの宝島を活用していきたいという構想を持っておられるということでございます。

この前に、現在、宝島が小さく小さく浸食されております。なぜこういう浸食が起きたかということ市の方は分かっておられるでしょうか。

○議長（平木一朗君）

阿南建設課長。

○建設課長（阿南和文君）

宝島は筑後川の中にあることから、川の流れによる経年的なもの、大雨や高潮など洪水による自然的な浸食が要因の一つであると考えます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

大雨とか川の流れで浸食されたというような御意見ですけど、私はちょっと違うだろうと思うんですね。この大雨や川の水の流れで浸食するなら、中州が形成されたときからその条件は一緒なんですね。宝島が大きかった時代から考えると、江戸時代からあったやろうと思うけど。だから、川の流れだけであんなに急激にここ何十年かで浸食されるということは絶対あるはずがないわけです。自分もここを毎日のように、今週はちょっと行ってないけど、小舟に乗ってエツを取りに行っておるからよく分かりますけど、浸食された原因は船の波で

すね。今、ノリの最盛期には、ノリ船が物すごいスピードで走るわけです。船がだんだん今大きくなって、馬力も大きくなって、その波の力で浸食がだんだんされているのが現状と自分は認識しておりますけれども、課長は川の流れだけと言われたけど、どうでしょうか。

○議長（平木一朗君）

阿南建設課長。

○建設課長（阿南和文君）

明確ではありませんが、船舶の航行により発生する波の影響もあるのではないかと思います。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

明確とか、一番分かっているのは地元のお魚を取っておられる漁師さんなんですね。その方たちがそういうことを言っておられるんです。私が言っているんじゃない。だから、そのようなことかなと思っております。だから、浸食を少しでも遅らせるためには、大川は川の駅を利用すると言いますが、これはいつ頃から利用するんですかね。あと五、六年で崩壊するというたら、間に合わないような状態やろうと自分は思うんですよね。だから、時間的な差が本当に今危機的な状態になっているなということで今日の御質問をさせていただいているんですけどね。早め早めに手を打ってもらいたいなということでお願いしているつもりなんですけど、その辺どうでしょうか。

○議長（平木一朗君）

甲斐大川の駅推進室長。

○大川の駅推進室長（甲斐 衛君）

議員が宝島の浸食、あと五、六年すればなくなってしまうじゃないかというふうに思われて、早く保全といいますか、それをやらなければならないというふうにおっしゃいましたけど、先ほど私も言いましたが、今、川の駅の川まちづくり計画を策定しておりますので、これから宝島をどういうふうに活用していくかというのは、筑後川河川事務所と協議をやっ
てまいりたいというふうに思っておりますので、具体的にいつから保全ができるかというの
はちょっとお答えができないかと思えます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

それは相手があつてのことやろうから、それは時間的なあれは言われぬやろうと思ひますけど、一刻も早くですね。

今さっき言つた漁船の波というのは、漁師さんの話では引き波、漁船が通つてくると三角形に波がばあつと、引き波、波頭というようなことを言つておられるわけですね。だから、この波頭を少しでも早めに止める方法をしてほしいなと思つているわけです。大川未来塾の方々がちょうど10年前、この宝島のことを心配して突端から西側のほうにくいを打つているわけですね。これが完全に横板が壊れて飛んで、そうやろうと思ふんですね。くぎで打つていた状態、素人がくいを打つてしたという感じですね。そして、そのくいを打つている場所から、現在は十何メートルばかり後退しているわけですね。それを見ると、そんなに長いことはないなということを実感しておるわけです。だから、この利用をするのに、やはり自分が思ふには、自然は大事にせにゃいかんと。その宝島を保存するには、やはりコンクリートで固めて、はい、できましたよじゃ駄目やろうと思ふんですよ。やっぱり自然環境を大切にするためには、そこ蛇籠とか木くいとか、そういう自然の工法でやつてほしいなということと思つております。

今、問題は波なんですね。波を止めるには、あそこを通るノリの大型漁船にゆっくり通つて下さいと言うても、これは無理ですね。やっぱり仕事やから、一刻も早くノリ場に行かにゃいかんから、猛スピードであそこを通つていくわけですね。東側をみんなが通るわけです。西側は今浅くなつているわけですね、大野島と宝島の間。ここを諸富漁協の方たちの漁船も通るわけですね。ここをなぜ通るかという、こつちの東側を通ると、こつちは福岡県側というごたる考えで、ちょっと遠慮して西側を通るというごたる感じで諸富漁協の方は行つているという話を聞いたわけですね。だから、これは諸富漁協の方に、こちらの西側を通らなくて、左側を通つて下さいと言うてからお願いに行つてほしいなと思つているんです。なぜか。大川市はこの宝島を保存しますというか、大事に思つておりますので、現状維持よりも、壊れるのは危険だから、大切にしたいから、これ以上壊れないためにも、こちらの西側のほうを漁船はあまり通過しないようにお願いしますと言うて諸富漁協のほうにお願

いがないでしょうか。

○議長（平木一朗君）

甲斐大川の駆推進室長。

○大川の駆推進室長（甲斐 衛君）

今、議員がおっしゃられましたけど、船舶の航行によります引き波で浸食されているんじゃないかということですけど、議員がおっしゃられるとおりに、船舶の引き波によって宝島の浸食が進んでいるということであれば、まずは現状調査といいますか、行政としてそういうことをやったことはないかと思しますので、まずは現状調査をして、その結果に基づいてから、関係団体等に運航の仕方等をお願いしなければならないのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

保全するために、少しでもけがを少なくするためと思って提案したところですけど、そこまでは。でも、これは諸富漁協のほうとしてもそんなに難しい問題じゃないから、気持ちよく応じてくれるやろうと思うんですよ、はっきり言って。あそこは満潮のときだけしか通れないからですね。だから、こちら側を通るだけということやから。そういうことはそんなに問題ないやろうと思えますけど、そこら辺のことはまた現場と話し合せて、できるならできるような方向で走ってほしいなと思っております。

今、宝島が導流堤から大分離れているわけですね。導流堤は下に11メートルぐらいの土台があるわけですね。その中にこんもりと6メートルの幅で上にちょっと出とるわけですね。導流堤は2段構えになっているわけです。その土台の片一方、西側、宝島のほうは現在土台がないんですね。現在ないというか、前から造っていないわけです。だから、その場所まで明治時代には宝島があったと。そこは宝島を削って、導流堤の東側の土台を造って、それに添って真ん中を造ったと。下のほうに行くと、きれいに土台が11メートルになつとるわけです。今現在、宝島の土台自体は、下の土台と上に出て6メートルぐらい。6メートルのところまで切れているわけです、そこら辺で土台が。だから、これを本当に放置していると、今、課長が言われたように、川の流れとか波とかで導流堤自体もおかしくなってくるんじゃない

かなという心配で危険もあるわけですね。土台が片一方がないという状態になっただけからですね。ここら辺はどう思いますか。

○議長（平木一朗君）

阿南建設課長。

○建設課長（阿南和文君）

導流堤につきましては、内藤議員の御指摘のように、構造が不完全であれば補修が必要だとは思いますが、福岡県管理の港湾施設となりますので、県との協議が必要になるかと考えます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

これは大川市が工事をするんじゃないです。でも、福岡県が管理しているわけです。そういう状態を県のほうに早く教えてやって、導流堤自体が崩壊しないようにしていただきたいなどは思っております。

なぜかという、やっぱりそこなんです。導流堤を造るときに宝島があって、それを基礎部分は利用して導流堤ができたということなんです。だから、私が壇上で言ったように、宝島と導流堤は一緒というか、歴史的にもその工事が始まったときは一緒にやって、それを利用して導流堤ができて、下のほうにだあっと。導流堤のことに詳しい人と話してみますと、宝島が昔は広がったから、そこが工事現場になっていたやろうと。そこに資材を置いて、そこから工事を始めたんじゃないかなというようなことがうかがわれると、文献なんかを見ているということですね。だから、それを考えると、宝島は導流堤と一緒にですよ私が言っているのはそこら辺なんです。やはり導流堤の歴史の中で宝島は大きな位置を占めていたというようなことを自分は思うわけです。

だから、自分もこの宝島のことは、前、一般質問でも少しはしたことはあるけど、そのときは国交省のほうは中州なんかもないほうが良いというような感じで言われたみたいなんです。でも、そういうことはないやろうと思うんですね。国交省の方は宝島の重要さというか、価値を——あそこは担当省がころころ替わるから、だから、そんな認識はないと。

大川未来塾の方が10年前に100メートルぐらいくいを打ったとき、そのときにどこからお

金が来たかという、自分たちのお金も少しは出しているやろうと思うけれども、本当は北部九州河川利用協会という国交省の外郭団体があるんですね。そのところからお金が出ているわけです。それを考えると、国交省の外郭団体の方はその保全に頑張ってくださいというお金まで出しているわけですね。それを考えると、やっぱりそちらのほうから国交省なんかには理解を求めていけば、早く保全を計画してくれるんじゃないかなと思いますけど、そこら辺のことはどう思いますか。

○議長（平木一朗君）

阿南建設課長。

○建設課長（阿南和文君）

いずれにいたしましても、工事を行う場合は河川区域内の工作物の設置となりますので、河川管理者である国土交通省と協議を行っていくことになると思います。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

だから、国土交通省にお願いするときも、この北部九州河川利用協会に大いに相談して、一緒に行ってもらおうとか、そういう手だてをしてもらおうと、少しはハードルが低くなるかなと自分は思っております。そこら辺のことも協議の中に入れてもらおうと助かるだろうと思いますので、よろしく願いしておきます。

それと、この導流堤ですね。自分が思うには、やっぱり新田大橋から眺めて、沿岸道路の上から開通前に自分たちは高いところから見ましたが、本当に導流堤はすばらしく、南北になっているわけです。これはやはり大川の大きな観光資源だろうと思うんですよね。これを生かすためにも、何人かの提案ですけど、こういう話があるんです。ユネスコの世界遺産に立候補するぐらいの考えはないでしょうか。昇開橋とこの導流堤と深川造船所、三重津海軍所もいいですけど、そこら辺の広域な感じで、大きな夢を持って世界遺産に立候補するということはどうでしょうか。

○議長（平木一朗君）

永島インテリア課長。

○インテリア課長（永島潤一君）

内藤議員御案内のとおり、やはり宝島、それから、デ・レーケ導流堤、観光資源の観点から申し上げますと、非常に眺めが雄大でございまして、すばらしい景観を構成する要素の一つであると考えております。観光資源としての価値は非常にあると考えております。

しかしながら、現在のところ、これまでも世界遺産に関する検討の経過はございませんで、今後の予定もないというところでございます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

今後の予定はないと言うけど、今後の予定ぐらい考えてもらいたいなと思っておりますけど、これは昇開橋が機械遺産、導流堤が土木遺産、そして今度は、筑後川水運で歴史の道百選の追加で、ここら辺全部、筑後川の上流から成っているわけです。いろんな意味で、ここを面白いというか、国のほうとしてもここら辺は大事ですよということが認識されてきているんじゃないかなと思うんですよ。ユネスコもそれは100%通るか通らんかは分からないけど、世界遺産に手を挙げてみて、手を挙げただけでも、ああ、こんな立派なところがあるというか、その宣伝効果というか、PR効果は絶対大なんですね。

だから、そういう気持ちで、最初から駄目駄目じゃなくて、大きい気持ちを持って、こういう世界遺産にも立候補できるような観光資産が大川市にはありますよというか、そういう気持ちで取り組んでほしいなと思っております。どげんでしょうか。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

世界遺産の担当部署というのはありませんので私からお答えいたしますが、まず、導流堤とか宝島はちょっと置いておきまして、世界遺産そのものについての私の認識なんですけれども、既に世界には1,000を超える箇所があつて、観光のお客様を呼ぶ手段としてはあまり効果が期待できないんじゃないかなというふうに正直思っております。日本国内のよその地域でも世界遺産に登録されても、登録された年度はすごくたくさんお客さんは来たけれども、二、三年たったら来られなくなったということもございますので。

それから、手を挙げるのにコンサルタント、当然、日本語で書いても通るわけはありませ

るので、一般的に数億円と、物すごい時間をかけて皆さん努力してユネスコのほうにPRされております。多大な予算と時間をかけるのであれば、どちらかという、まさに国交省河川事務所の方々と、あるいは県とお話をして、今の状態で観光客の方が見るだけじゃなくて、導流堤に触れられるような、そういう実際に楽しめる方法を考えていくほうが効果的なんじゃないかなと、よそから目を向けていただくのに効果的なんじゃないかなと思います。今は干潮になると見えて、ドローンとかで写真を撮るとすごくきれいだねということなんですけれども、そこにもう一步触れるということをどうにかして考えていくのが大事かなと思います。

それから、先ほど議員がおっしゃいましたように、数年前に大川で導流堤のシンポジウムをされたときに、河川事務所の所長さんもおいででありまして、すごく興味深くいろんなお話をさせていただいた記憶がございます。ただ、議員おっしゃるように、どんどん人事異動で事務所の中が替わられます。それから、我々大川市役所としても宝島の担当とか導流堤の担当なんていう部署がないわけでありまして。先ほどから建設課長が答えていますが、1級河川の中ですから、本来は市の管理河川じゃないので、建設課としてもなかなかよそのことを答えづらいというのがあります。

そういう中で、「大川の駅」の中で取り組むことのメリットは、市役所内部でも甲斐大川の駅推進室長を中心に、大川の駅推進室の中で活用の一つとして宝島、あるいは導流堤を位置づけ、そして、河川事務所と公式に協議をするわけですから、しっかりとそこに実績なり、文書としていろんな交渉ができていくということで、人事異動があっても宝島についてちゃんと話を積み上げていくことができる。こんなメリットがあるかなということで御理解をいただければと思います。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

そこら辺の交渉の仕方とか仕事の仕方は行政のほうに任せるとして、自分が言いたいのは、宝島自体をこのままに状態にしておけば本当になくなってしまふかなという心配があるんですね。なくなってしまうたらどうしようもないですね。あれをまた造ろうというたら造られないわけですね。だから、一刻も早く国交省河川事務所との話をされて、手を打てるどころから早めに早めに手を打ってほしいなと思っておりますので、よろしく願いしておき

ます。いいでしょうか、市長。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

しっかり頑張ります。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

これで宝島の件は終わって、次に環境問題に行きたいと思います。

私も去年9月議会で環境問題でクラゲの悪臭について一般質問をしようと思いましたが、時間切れでちょっとしかされなかったと思います。9月議会ですということとは、今までクラゲの解禁というか、取っていいですよというのが7月1日からなんですね。7月1日から8月までぐらい取ると。9月議会ですというたら、悪臭が発生してから、悪臭問題という感じなんです。だから、今度は6月議会をお願いして、どういう対策を取っているかなということをお聞きしたいなと思っているわけです。

今年は雨が少ないからクラゲが物すごく多いみたいな感じです。自分たちもこの前、筑後川で投げ網を打ったとき、アカクラゲの大きいのが取れたわけですね。エツ網を流すときにクラゲの足がよくかかるわけです。あいたちゅうて。これは本当、7月1日以前に沖で闇で取っているみたいですね。それで足が切れて流れてきているという感じ。だから、今年は大変クラゲが多いなと。クラゲが多いときは悪臭が大変すごいですね。これは自分も経験してよく分かっております。雨が多くて、降水量が多かった場合は、筑後川から真水が全部有明海に行くから、塩分濃度が低くなってクラゲが少なくなる。雨が少ないと塩分濃度が高くなってクラゲが多くなるという感じ。だから、クラゲの悪臭について、市としてどういう対策を取られておりますでしょうか。

○議長（平木一朗君）

堀環境課長。

○環境課長（堀 修君）

内藤議員の御質問にお答えいたします。

御質問の事業場の悪臭対策については、事業場の責任者が専門業者と相談をしながら改善

のための対策を講じております。工場内の対策といたしましては、場内を効率的に洗い流すための井戸の設置と排水口の拡大や増設が行われており、作業場内に定期的に消臭剤を噴霧することによって悪臭の軽減対策を行っているということです。また、工場から出る排水の悪臭対策としては、排水貯留槽に定期的に消臭剤を噴霧することによって悪臭を軽減させ、貯留槽の排水出口部分に金網を設置して固形物の流出対策が行われております。以上の改善対策は講じられておりますが、市としては住民の生活環境保全のため、事業者に対する悪臭対策の要請及び指導を行っておるところです。

さらなる対策といたしましては、工場内の排水のクリークへの直接的な流入を防ぐために、工場内の排水口を拡大して、全ての排水が貯留槽に集まる工事を今回計画されており、7月に事業が始まる前までには完了したいということで事業場の責任者からお伺いしております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

さっき課長が言われたように、何であんなにクラゲが臭いかというと、クラゲが興奮するわけですね。興奮して泡を出すというか、それがアンモニアなんですね。その泡自体が今度洗い流したときに排水口からクリークに流れるわけです。クリークに流れた泡は、ぷくぷくとなって全部浮いているわけです。それがクリーク内をずっと移動するわけですね。移動というか、水が流れるからやろうと思うけどですね。それで1か所にたまるところが、自分たちは井樋と言うけど、井樋があるところにたまってくるわけですね。そうすると、どこから流れてくるやろうかというところまで流れてくるわけです。だから、これは本当に洗い流すということは、ばあっと洗うわけですね、洗わなきゃいかんから。車も何も洗うやろうと思うんですが、道具なんかも。そうしたら、どうしてもそれは土場に落ちるわけですね、その工場の床に。床に落ちた水が全部排水口を伝わってクリークに流れてくるわけです。

だから、排水口からクリーク内に流さないようにする工事を今度やりますと言われていたけど、工事しているあれは全然見えないけど、7月に間に合うとですかね。

○議長（平木一朗君）

堀環境課長。

○環境課長（堀 修君）

先日、業者さんの責任者の方に電話連絡で確認をいたしました。今月の9日と10日にそれぞれ電話で確認いたしました。北海道の事業場のほうにいらっしゃったものですから。コロナの関係で工事がちょっと遅れているけれども、7月の事業開始には間に合わせたいということでお聞きしております。

なお、こちらにいられて確認が取れて、お会いできた際にはまた現場のほうを確認させていただきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

電話確認だけですね。今、北海道にナマコを取りに行っているんですよ。あそこはクラゲの前はナマコを取りに行くわけです。

そしたら、今度工事を7月、あと半月もないぐらいですから、どうやってやるか、自分も見てみたいなと思っておりますけど、そこら辺は電話で確認しておられる。今度実際に現場に行って、工事しているとき、排水口から出ないようにすると言われたから、どうやってするやろうか、自分もちょっとどうかなとは思いますが、排水口からクリーク内に流さないようにするというようなことやから、向こうが工事するときでもいいけん、そこら辺は現場を一回見せてほしいなと思っておりますけど、課長どうでしょうか。

○議長（平木一朗君）

堀環境課長。

○環境課長（堀 修君）

先ほど私の説明不足で申し訳ございませんでしたが、今までは工場内の洗い流した水とかを集水ますの中で受けて、消臭剤を噴霧してクリークに流しているのが、集水ますで受け切れずに一部が直接クリークに流れていた部分があったということで、場内の排水口を拡大するなり整備し直して、集水ますにちゃんと集めて、消臭剤を噴霧して、できるだけ悪臭が抑えられた形でクリークに排水したいと、そういう工事をしたいということですので、業者の責任者のほうには連絡を取りまして、ぜひ議員も御一緒に御確認できたらと思っております。

以上です。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

あそこにはますがあるんですね。ますは全部入らないわけですが、あふれ出るというかですね。どうしても洗い流したら、床に全部集まるような構造じゃないんです。だから、それがクリークに少し流れて、それが臭いになっている感じ。

どういう工事をするかと今ここで言ってもしょうがないから、時期になったら、今月中やろうと思うけど、一緒に見学させていただけたら幸いと思っております。よろしく現地の指導をしてほしいと思っております。

毎年毎年私も地域の住民の方から言われて、いっちょん改善しよらんやんねち言われるとちょっと自分としても腑に落ちないなと思っておりますので、その点のことをよろしくお願いいたしまして、今日の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平木一郎君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は13時55分といたしますので、よろしくお願いいいたします。

午後1時46分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（平木一郎君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、7番古賀寿典君。

○7番（古賀寿典君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号7番、古賀寿典です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。一般質問の最後になりました。初めての傍聴の方もおられて、ちょっと緊張感です。よろしくお願いいいたします。

新型コロナの感染者が発生し2年以上たちましたが、感染がなくなることがありません。ウイズコロナという言葉聞き、私も2年前のことを頭の中で考えておるところです。

感染を広げない工夫、感染を家庭に持ち込まないなどの予防策を行い、感染拡大をなくす行動を取っていかねばならないことは当然です。同時に、経済活動を進めていくことも大切なことです。イベントの再開やコロナ防止対策の万全なる体制づくりも必要です。もう

一つは、早期の国内産治療薬の開発が欠かせません。幾つかの企業がもう取り組んではありますが、やはり薬を飲むということで大きな改善につながるだけ、ワクチンに頼らないという部分が大事じゃないかというふうに思っております。日本の精密な技術を駆使し、飲めばよくなる、これが一番だろうと思います。このことが経済発展につながり、経済効果も進めていくことができることだと思います。

このコロナ禍で大変なことが起きております。国内の少子化推計が当初の計画よりも大幅に少なくなっていることが新聞でも報じられました。数字を言いますと、2021年度生まれの赤ちゃんが前年度より2万9,231名減少しており、女性一人が生涯に産む子どもの推定人数、合計特殊出生率といいますが、1.30と、6年連続で減少しています。

婚姻件数は50万1,116組で戦後最少となり、反対に死亡率は2年ぶりに増加し、戦後最多の143万9,809名、出生数から死亡数を引いた人口の自然減は過去最多の減少幅となり、62万8,205名に上がったと発表されました。ちなみに、福岡県の出生数は3万7,539人、隣の佐賀県は5,853人減少しています。

今までの一般質問の中で、結婚率が20%少なくなると、当然、出生率も同じように少なくなるという話が出ておりました。今後、何かの対策を検討していくことが必要であると思います。

大川市は第4回目のワクチン接種が6月より始まり、大川市では60歳以上の方と基礎疾患を有する方が接種することができるかと聞いています。まだゴールの見えないコロナ感染ですが、医療に当たっていただいている方々に深い敬意を表すとともに、多くの方々の命を救っていただけますように、心からお願いします。

世界情勢を見ますと、ロシアとウクライナの戦争です。いつになったら平和な世界になるのでしょうか。いまだに多くの人々が犠牲になり、亡くなられています。状況が刻々と変わっていく中、早々の終結を願うしかありません。これに伴い、日本の経済も大きく打撃を受けています。物価の高騰で、身近な食品が大幅値上げになっているのも事実です。

それでは、今回、私が質問をしていく部分になりますが、今年3月に大川市公共施設等総合管理計画が出されました。平成29年3月策定の改訂版です。大川市では、施設が老朽化し、改修、建て替えに要する問題についての管理計画であると思います。

そこで、特に公共施設総合計画の取組と方針ということで、施設の保有量について、どのような構想を持って進めていかれるのか、答弁をお願いします。

他の内容につきましては、質問席から行います。壇上からの質問はこれで終わります。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

それでは、古賀議員の御質問にお答えをいたします。

大川市公共施設等総合管理計画につきましては、平成29年3月に策定し、その後の国からの見直し要請を踏まえて本年3月に改訂を行ったところをございまして、今後想定される人口減少やそれに伴う財政規模の縮小を前提に、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するための基本的な考え方や取組方針について定めたものであります。

本計画では、将来の人口規模及び財政規模に見合った施設保有量とするため、令和38年度までに施設保有量を床面積ベースで34%削減する目標値を定めております。

これまでの中学校再編などの取組によりまして、令和3年4月1日現在で2.5%の削減となっておりますが、引き続きこれからの人口減少や少子高齢化等を見据えながらも、魅力あるまちづくりの観点や市民ニーズの変化にも対応できるよう、本市の公共施設を再編していくことが必要であります。

このため、今後とも本市の現有する公共施設全体を見渡した中で、施設の利用状況、立地や将来予測、そして、財政負担を踏まえ、長寿命化や複合化、あるいは廃止など、効果的、効率的な公共施設の在り方について、具体的に検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、個別の検討に当たりましては、財政負担はもとより、住民生活への影響や必要なサービスについても勘案する必要がございますので、その時々々の社会情勢等も考慮しつつ、慎重かつ着実な計画の推進に努めてまいります。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席よりお答えいたします。

○議長（平木一朗君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

答弁ありがとうございました。

それでは、大川市公共施設等総合管理計画について、少し細かく質問をさせていただきます。

まず、この総合計画の14ページに新しく出してもらっておりますが、有形固定資産減価償

却率の内容について、これは調べますと老朽化率というふうな形でも言われているということです。どのようになっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平木一朗君）

田中総務課長。

○総務課長（田中準一君）

お答えいたします。

有形固定資産減価償却率ということでございますが、これは土地以外の償却資産の取得価格に対する償却価格の割合を示すというもので、この比率が高いほど、施設を取得してからの経過期間が長く、資産価値が減少しており、施設の老朽化が高いことを表しているものでございます。

今回、総務省の指針に基づき新たに追加した指標でございまして、これまで既存の財政指標では把握できませんでした地方公共団体の資産の老朽化を示す指標ということでされているものでございまして、令和2年度の有形固定資産減価償却率は施設全体平均で65.2%となっている状況でございます。過去5年間につきましても、65%前後で推移しているというような状況となっております。

また、管理する施設別で見ますと、小・中学校の学校施設、それから、学童保育所などの保育施設等が50%前後ということで、他の施設と比べまして減価償却率が低い状況というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

ありがとうございました。この表を見ると、やっぱり老朽化部分がかなりあるなど。これをどういうふうに今からしていくのかというのが、この計画だろうと思います。

小学校、それから、子どもに関わる部分につきましては、平均というか、50%まで行っているということですので、ほかの部分、多くの部分をどうやったら削っていけるか。当然、必要に応じてですよね、少なくしていくかということは今から検討していく部分じゃないかというふうに思います。ですので、ここら辺は私たちもしっかり見ていかなければいけないと思いますので、計画的にどこをどういうふうにしていくのかというのが今後の課題になっ

てくるんじゃないかと思います。

では、次に計画の部分でいきますが、対象期間で令和3年度、個別施設計画策定に伴う公共施設等総合管理計画の中間見直しで、これは34%削減の取組というのがあります。これはどのように考えてあるのか、詳しく分かれば教えてください。

○議長（平木一朗君）

田中総務課長。

○総務課長（田中準一君）

保有量の削減について、今後どのように進めていかれるのかということかと思えます。

これまでの主な取組といたしましては、旧大川保育園及び旧木室幼稚園施設の売却、それから、統合中学校施設の建設及び旧中学校施設の整理、消防の広域化に伴う旧大川市消防本部施設の譲渡等によりまして、令和3年4月1日現在の施設保有量は延べ床面積で17万2,119平米となったところでございまして、5年間で4,460平米、2.5%削減となったところでございます。

また、令和3年度には、モッカランドの建設や三又小学校移転改修等の整備が完了いたしまして、さらに本年度は、旧大川中学校の除却等の取組を進めているところでございます。今後さらに、旧子育て支援センター、旧田口学童保育所の施設、それから、旧老人福祉センターの施設、それから、昨年度まで社会福祉協議会の事務所として使用されておりました施設などにつきまして、その利活用を検討するという事としております。これらの取組のほうで完了いたしました場合の削減率ということではございますと、現在検討を進めております旧三又小学校の分を含めまして10%程度の削減を見込んでおるところでございまして、計画の3分の1程度の進捗率となる見込みということではございます。

いずれにいたしましても、こうした取組におきましては、旧施設の処分が大きな課題ということになりますので、今後の利活用がないものにつきましては、当然のことながら管理運営コストの低減のため、積極的に除却や売却等の処分を検討するという事としておるところでございまして。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

ありがとうございました。多くの施設について、今まで進められて、今から進めていかれる部分についての内容だったと思います。私たちから考えれば、今からどうやって34%を成し遂げていくように工夫していくのか、捉えていくのかというのが大事なことだろうと思います。そこが、じゃ、今からすぐ教えてくださいというのはちょっと無理かも分かりませんが、今後、一番は私たち全協とかいろんな形の中で、そういう中で教えてもらう。こういうふうに進めていく予定ですよというのを、10年単位じゃなくて、よければ5年とか。はっきり言って、これで40年というのがありますよね、40年。ということは、私も40年たちますと100歳超えるんですよ。ということは、当然、みんなここにおる人たちはいない可能性があるわけですよ。ですから、細かくでもいいから、ここまで行きましたと、ここまで改善しましたと。34%というのを本当に実現できるのかどうかというのをしっかり考えていってほしいなというふうに思うところでございます。

次に、今度の内容が難しい内容を私が選んでしまったもので、質問する内容も飛び飛びになるというところもあるかも知れませんが、管理運営コスト、これはページ数でいうと10ページにあるんですが、この10ページの管理運営コストというのは、前の部分と見比べると、一言一句全部一緒なんです。全部一緒です。なぜこうなっているのか。これは打合せのときに若干話があったと思うんですが、34%に伴う内容なのかというのがあると思います。そこら辺をちょっと詳しく教えてもらえればと思います。

○議長（平木一朗君）

田中総務課長。

○総務課長（田中準一君）

管理運営コストに関する御質問でございますが、前回の計画と同じ内容が載っているということでの御指摘かと思います。

それです、今回の計画の改訂内容につきまして、ちょっと簡単に御説明をさせていただきます。

昨日の宮崎貴仁議員の一般質問のほうでもお答えさせていただきましたけれども、本計画は平成29年度から令和38年度までの40年間の計画というふうになっておりまして、この計画では、計画の見直しにつきましては、10年を目安に行うということとしているところでございます。

それで、今回の改訂なんですけれども、これは国からの見直し要請に基づいて、最新の総

務省指針の変更に合わせて修正などを行ったということでございまして、また、コロナ等により先行きが見通せない状況というのもございましたことから、具体的な削減目標などの再計算などは行っておりません。主要な指標、全体方針などはそのまま据え置いた改訂としたところでございます。

したがいまして、削減目標などの再計算など、本計画の大幅な見直しにつきましては令和8年度に行いたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

その上で、議員お尋ねの管理運営コストの件でございしますが、これは施設保有量、削減34%の設定におきまして、直接関係する費用というふうになっておりまして、今回の改訂では保有量削減目標値34%を引き続き使用するという事としておりますことから、設定の根拠となります数値ということで、管理運営コストの資料については当初のまま平成27年度の状態を掲載しているということでございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

ありがとうございました。どうにか納得したというのが一番の気持ちです。全く一緒だったもので、あまりにも改正がないのかなど。改訂が普通されてあれば、少しの数字も変わっている部分はかなりあったわけですが、ここだけが本当に何にもなくて、ちょっとその意味が分からなかったもので、聞いてやっと分かるような形になりました。

次に、このことについては、今後の大川市の取組、改善、今さっきも話をしたように、老朽化していく部分をどういうふうに進めていくかになると思っております。

新しく出た分で、長寿命化というのが新しい言葉で出てきております。これは今までの34%、それから、老朽化している部分を耐震化して長くもたせるということを、ここの本庁舎もそうなんです、進めて今来ております。

ここの部分で、28ページになるんですが、この28ページには、新たに60年から70年に10年間、また延ばそうという形の文章になっているかと思っております。本当に10年延ばして、経済的な部分ではなくて、建物が大丈夫なのかなど。そこに改築していかなければいけないとか、そういう部分があるんですが、どうなのか、分かる範囲で結構ですので、教えてもらえませんか。

○議長（平木一朗君）

田中総務課長。

○総務課長（田中準一君）

長寿命化を反映した場合に、現在の施設を10年間延長させることはできるのかということでございますけれども、まず、この本計画における建築物の将来費用というものを推計しておりますけれども、これにつきましては、現在の施設を全て維持するというふうに仮定いたしまして、耐用年数を60年ということの前提条件として推計をして、先ほどの34%とかという数字をはじいているところでございます。

それで、今回の改訂では、長寿命化を反映した場合の見込みと、あくまで見込みでございます。見込みということで、仮に耐用年数を60年から70年に延長した場合、更新・改修の費用がどうなるかということで検証を行ったものでございます。結果といたしまして、耐用年数を10年延長することで、今後35年間の更新・改修費用の総額が、耐用年数60年の場合ですと518億円の見込みから、70年の場合、445億円の見込みということで、73億円の圧縮が見込まれるという結果となったところでございます。耐用年数を10年延長することで、大規模改修の費用等につきましては増額となりますけれども、建て替え費用は減額することができるということです。

しかし一方で、計画期間の後半、40年近くになったところの話だと思いますけれども、計画期間の後半に、いずれ建て替えという時期が来ますので、そういった建て替えが集中することとなりまして、その間の更新費用は増額ということになりますので、単に長寿命化を図る、耐用年数を10年延長するというのではなくて、やはり今後の人口規模や将来の財政見通しを踏まえた施設保有量の縮減や優先順位の明確化などの検討が必要ということになります。

このため、今後も継続して維持すべき施設につきましては、本市の将来の姿とともに、長寿命化を見据えながら、計画的な保全策を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

ここのグラフの中にもやっぱりあるんですが、2040年から2050年にかけて、建て替えとい

うのが大幅に出てくるわけです。ちょうどできたのがそのくらい時期、前もって、昭和40、50年前後ですかね、そのくらいの建て替えがほとんどだったと思いますが、それを考えるなら、やっぱり10年というのがどのくらい大事なものであるかというのが出てくるんじゃないかというふうに思っています。それに伴い、維持するのが、また維持費というのがすごくかかるわけですね。一つの建物を維持するだけでもかかりますし、そこに対して人件費が要る、いろいろな部分があるという部分もありますので、そこら辺をしっかりと考慮しながら、壊していかなければならない、もうこれは使えないという部分については削減していくという部分、これはほとんどが床面積の部分だろうというふうには思います。でも、床面積ということは、下に土がある、土台があるということですので、そこまでやはり検討していく必要があるのではないかというふうに思います。

ここでは関係ない、課が違うのでちょっと何とも言えないんですが、やはり人口減というのがすごく絡んでくるんでないかというふうに思います。

前の部分で財政減というふうに馬淵議員からほうから今日ありましたが、財政もひっかかってくるわけですよ。人数が減ると財政も減っていきます。その部分をどういうふうに捉えていくのかというのが大事な部分になってきますので、何を抑えて、何が必要で、何を売却していった方がいいのかというのを捉えて、しっかり進めていってもらいたいなというふうに思います。

10年延びるといいことなんですが、その建物の質による部分が大分ありますので、しっかり考えていってほしいというふうに思います。

続きまして、ちょっと私の地元の部分で、簡単に教えてもらえればというふうに思うのですが、三又小学校の跡地についてはプロポーザル方式によって今ずっと進んでいっているわけですが、インテリア課はおられません、これはどのように進んでいっているのか、ちょっと分かる方で教えてもらえれば助かります。

○議長（平木一朗君）

田中総務課長。

○総務課長（田中準一君）

旧三又小学校跡地利用に係る検討の経過ということでございますけれども、これまでの取組といたしましては、令和3年1月に現状有姿での有償譲渡を前提といたしまして、公募型プロポーザルによる事業提案の募集を行ったところでございます。結果といたしまして、最

終的な契約締結までには至らなかったというような状況でございます。

また、このプロポーザルの際には、プロポーザルの結果、優先交渉権者の決定に至らなかった場合には、施設を解体するというような考え方も示していたところでございます。これは通常、建物の解体に係る事業資金の借入れはできないということになっておりますが、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる解体事業ということにつきましては、特別に令和3年度までの期限つきで公共施設等適正管理推進事業債、通称、公適債と呼ばれるものですが、これを活用することが認められておりましたので、仮に三又小学校の建物を解体するという事になれば、この公適債の活用が不可欠であるということで、令和3年度に解体に着手するという考え方を示していたところでございます。

しかしながら、この公適債に関しまして、活用の期限が延長されたということで、その結果、早急に解体に着手する必要がなくなったということで、少し時間的な余裕が生まれたということで、改めて施設の利活用を含めた検討を行うことができるというような状況に今なっているところでございます。

いずれにいたしましても、中学校再編に伴う旧施設につきましては、統合中学校の開校から5年以内に、令和6年度末までに建物を解体する、もしくは売却などによる財産処分を行うという必要がございますので、施設解体の方針を維持しながらも、まちづくりに資する現状有姿での利活用の可能性を含めて、今引き続き検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

ありがとうございました。ということは、大川桐英中学校、大川桐薫中学校が開校したときから5年ということですので、はっきり言いますと、もう日にちはないということですよ。解体するにしても、買ってもらえれば一番いいことだろうと思います、売却ができれば。これはいろんな部分、今年新たに企業誘致推進室というのもできておるところであります、そこが取り組んでもらえるかどうか分かりませんが、そういう部分も兼ねて進めていってもらうと。解体、解体ということじゃなくてですね。そういうのをやはり検討の一つとして捉えていってもらえたらなというふうに思っているところです。

私も三又地区の住民でありますし、市長もそうなんです、この三又小学校というのは母

校であって、懐かしい部分がいっぱいあるんだろうというふうに思われます。なくなるということは本当に残念なことになりますので、そこら辺はよく検討をしてもらって、ここに小学校があったんだよというふうな捉え方も何かできるような、後に何かあるような部分ができればなというふうに思っているところです。

こういうふうな内容で進んでいるんですが、やはり一番は、建物をどういうふうに今から利用していくのかというのが大事なことだろうと思いますので、そこら辺、今後私たちも検討、考えていく部分がいっぱい出てくるだろうし、総務課につきましては、何年か後には新たにこういうことをしていくんだという計画を——計画といいますか、内容をお示しいただければというふうに思います。

次に、2つ目に、中央公園ないし筑後川昇開橋展望公園の利用についてお話を聞きたい部分がありますので、よろしくをお願いします。

中央公園の利用者の多くが、高齢のグラウンドゴルフ競技者というふうになっています。利用数とかなんとかについては、これというのは聞きませんが、多くの方が利用されるということですので、今の状態、今のグラウンド、新しくなるグラウンドの状態からすると、私も体協の一員でもありますし、話を聞きましたら、やはり日陰がないと。大きい大会になると、200人もの方が参加されます。一遍に全員が活動するのではなくて、半分ずつされます。半分の方は待つとかないかんわけですよ。休憩しとかないかん。そうすると、今から夏の一番暑いときに、暑さ対策等についてはどのように考えてあるのか、詳しく御説明をお願いします。

○議長（平木一朗君）

龍都市計画課長。

○都市計画課長（龍 健司君）

グラウンドゴルフなどで利用の多い運動広場の周囲には、日よけのある休憩場所として、屋根付きのベンチや、将来は木陰ができるような樹木などを計画的に配置したいと考えております。そのほか、モッカランドの西側にあるスペースについても休憩場所として活用できないかを今検討しているところです。

ただ、今、リニューアルの工事の最中ございまして、まだ整備が終わっておりません。そこで、暑い日に運動公園を利用される場合には、利用者の方々に簡易テントの準備をさせていただいたり、利用する時間を考えていただいたりするなどの対策、御協力をお願いしたい

と考えております。

また、競技大会などが開催される場合には、主催者側、または参加者にテント等の準備を検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

ありがとうございました。テントを立てるのに、お年寄りの方が立てるのはすごく大変だというふうに思いますが、それを手伝えというふうなことを言っているわけじゃないんですが、今までの大川中央公園であれば、大きな木がありました。大きな木があつて、その下に行けば休憩、涼むことができたわけですね。

ですので、よければその位置に、じゃ、今から大きい木を持ってきてくださいというふうには言えないかも分かりませんが、今後、テントを持ってこなくてもできるような状態をできるだけ早めのうちにつくってもらえれば、樹木はそんな早くは大きくなりませんが、そこら辺の検討といいますか、そういうのは考えてもらっていますでしょうか。

○議長（平木一朗君）

龍都市計画課長。

○都市計画課長（龍 健司君）

議員がおっしゃられるとおり、樹木というのは急に成長はいたしません。ですので、こちらのほうとしましても、御利用される皆様が快適に過ごせるような対策を、活用のほうを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

それで、まずは健康なお年寄り、本当、高齢者に来てもらうのはすごく大事なことです。健康維持、結局、健康保険の分もいろんな形で出てくるだろうと思いますので、そこら辺を考えて、じゃ、どうしたらいいかというのを今後の検討として進めていってもらいたいと思います。

中央公園内のトイレについて、3月の予算特別委員会の際に、中央公園の今まであったトイレについて改修されるということを聞いております。まず、中央公園のトイレの数、十分なのかどうか。北側に新しくトイレを1棟造られるというのを聞いております。当然、その新しいトイレについては、最初から洋式ですよ。そこら辺どんなでしょうか。

○議長（平木一朗君）

龍都市計画課長。

○都市計画課長（龍 健司君）

新しく運動広場北側に設置しますトイレにつきましては、洋式を予定しております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

では、トイレは洋式になりました。トイレの数としては、どのくらいの数を予定されていますか。真ん中の分と北側の分、足して、普通100名くらいの方が——いつもであれば20名、30名の方が集まってグラウンドゴルフを毎日されていると思います。私が市民体育館に前行きよったときなんです、グラウンドはどこが借りてありますかと聞くと、朝も昼もほとんどがグラウンドゴルフで借りてあるということなんです。人数がどのくらいかというのまでは把握しませんでした、多くの方が、やっぱり二、三十人の方がそこに来て練習をされて帰られているんだろうと思います。

じゃ、その方々が利用するのに、今さっき言いましたように、大会とかでいえば200人かの人数になると思うんですが、数として足るのか足りないのか、どう思われますか。

○議長（平木一朗君）

龍都市計画課長。

○都市計画課長（龍 健司君）

お答えいたします。

今回のリニューアルにおいては、中央公園内にトイレが2か所となります。また、便器数も16基から22基と増えますので、利用者の利便性の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

すみません、まとめて聞けばよかったです、男女別としてはどのくらい、22というのは全部で22だろうと思いますが、新設される北側と新しくリニューアルする中央のトイレ、男女別比はどのくらいですか。

○議長（平木一郎君）

龍都市計画課長。

○都市計画課長（龍 健司君）

お答えいたします。

改修後のトイレは、まず、今設置している中央部のトイレになります。男性トイレ、洋式大便器2基、小便器7基の9基になります。続いて、女性トイレ、洋式大便器5基、和式大便器1基、子ども用の小便器1基、計7基になります。また、多目的トイレを設置しておりますので、ここには洋式大便器の1基、合わせて17基となります。

続きまして、北側の新設トイレです。こちらにつきましては、男性トイレ、洋式大便器1基、小便器2基、女性トイレ、洋式大便器2基、計5基を設置する予定であります。

以上でございます。

○議長（平木一郎君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

全部で22基、大分増えるということなので、十分かどうか分かりません。これはやってみないことには、活動が始まらないことには全然見当つかないと思いますので、新しくリニューアルして、一番大きい活動にすると、木工まつりぐらいになるのかなというふうには思います。あそこが全部駐車場になると思うので、そのときに足るのかどうかというのが一番になってくるんじゃないかというふうに思われますので、どうぞよろしく御検討をしてもらって、足りないときには増やしてもらおうということをしっかりお願いしたいというふうに思っております。

次に、昇開橋のトイレについて。私もあそこの昇開橋はよく行くんですが、トイレをどう思われるか。見に行かれて、どう思われたのか。分かれば、利用者のことを考えて、改善の余地があるかどうか、御検討というか、答弁をお願いします。

○議長（平木一朗君）

龍都市計画課長。

○都市計画課長（龍 健司君）

まずは、筑後川昇開橋展望公園のトイレの数について申し上げます。

トイレの数につきましては、公園を利用される方々に対しては今のところ不足しているとは考えておりません。ただし、イベントが開催されるなど、既存のトイレだけでは対応できないおそれがある場合には、イベントの主催者側に仮設トイレの設置を検討していただいております。

また、公園のトイレには現在、身障者用のトイレにしか洋式便器がありませんので、改修時期には他の便器の洋式化など、利用者目線に立った整備を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

そこで、ちょっと話をされるのかなと思ったんですが、利用すると、利用者目線からというふうに私言いましたが、何でここを言ったのかというと、男子トイレのほうを見ると、丸見えなんですよ、入り口からすぐ見ると。女子トイレのほうも、ひょっとしたら扉が見えるかも分からないぐらい。ちょっと丸くなっていますので、入り口を入ったら真正面に便器だけしかありません。横につい立てぐらいつけたら全然違うんですが、前にパーティション、こういう何かすればいいんでしょうけど、やはりそこら辺が今まで考えておられなかったかどうか分かりませんが、そこら辺はどのように考えてあるのか。ちょっとあまりにもひどいのかなというふうに思ったもので、一言付け加えて言っております。

○議長（平木一朗君）

龍都市計画課長。

○都市計画課長（龍 健司君）

議員おっしゃられるとおり、筑後川昇開橋展望公園の男子トイレは、角度によっては小便器のほうで用を足している姿が丸見えになっております。

そこで、このような事実をこちらのほうでも把握しておりますので、次回の改修時期には

この分も検討しながら整備のほうを予定していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

次回というふうに言われておりますが、現在利用する人たちがどう思われるかですたい。次回ていつになるか分からんわけですよ。見ると真正面に、出しているところが直接見える可能性があるんですよ、あれ。言われました。私の嫁さんがあそこの入り口におって、俺がトイレしよると、うわ、これはひょっとしたら見えるばいと言われるぐらいです。トイレが丸くなっていますので。そこら辺はやっぱり早く改善する必要があるんじゃないか、それだけでも。どうですか。そう思われませんか。

○議長（平木一朗君）

龍都市計画課長。

○都市計画課長（龍 健司君）

申し訳ありません。ただいま具体的な計画はちょっと持っておりませんが、議員おっしゃられるとおりに、早急に改善のほうを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

7番。

○7番（古賀寿典君）

当然早めにしてもらえらるうと思っておりますので、そこら辺は優先じゃなくて、すぐに改善しなければいけないところはしてほしいです。よろしいでしょうか。

ほかにもトイレについては、いろんなところに公園があり、トイレがあります。やはり改善する部分はいっぱい出てくると思うんです。公園じゃなくて、室内外にあるトイレについても、インテリア課と観光部分と一緒にする部分もあるかも分かりませんが、やはり検討して行ってほしいなというふうに思います。できるだけ洋式に換えて行ってほしいという部分があります。

こういうふういろんな部分で検討していく部分が数多く出てきますので、やはり現地をしっかりと見てもらって、何が必要なのかというのを検討していく。早急にしなきゃいけない

部分と、換えていくときの時期に合わせて進めてもらいたいなというふうに思っております。

私、今回この話を皆さんとしたときに、昇開橋の周辺に財団法人、それから、テラツツァ、インテリア課ですね。それからもう一つは、都市計画課のあその公園と、3つ一緒になっています。やはりどこに何を言いに行ったらいいのか分からないのが、私たちはこうやって打合せをしますので、これはどこだ、テラツツァについてはインテリア課だ、観光課だ、観光協会だとか、公園については都市計画課だというふうに分かるんですが、一つのことについて、できればどこでも対応ができるように、横のつながりといいますか、昇開橋へ行ったら昇開橋の中でいろんな課が飛ぶかも分かりませんが、いろんな課との組合せになるかも分かりませんが、そこら辺がすぐに対応してもらえるような形をお願いしたいなというふうに思っているところです。

それから、新しく今度の計画の中に新設されたユニバーサルデザイン化とか、脱炭素化という部分で、新しい部分が出てきていますが、こういうものについてももしっかり検討をしていただいて、市民が分かるような内容として出してもらいたいなと。こういうことをしていくんだ、こういうふうに進めていくんだというのを私たちみんなが分かるような形の提示をお願いしたいというふうに思っているところです。

大川市の私の一番心配しているところなんです、一番は人口減、将来の人口見込みが一番心配しているところです。今日はこれで終わるんですが、年間500人ずつ減っているというのははっきりしています。四、五年すると、3万人切るかも分かりません。

そこで、先々、40年後、2万6,000人だったと思いますが、維持するというふうな形で出ていますが、これは本当に維持できるのかどうかというのを今後検討してもらいたいなと。何をしたら人数は、削減するんじゃない、維持していけるようになるかという部分を、企業誘致、それから、子育て、いろんな形の部分で、学校教育もそうでしょう、小学校に医療費免除とかいろんな形があるだろうと思います。そういうのをしっかり捉えながら進んでもらって、ずっと3万人を維持できる、5年後には3万人をとにかく維持する、また、10年後にはできるだけ減少幅を少なくするという部分をしっかり捉えてもらいたいなというふうに思っているところです。こういうふうな内容を今後も私、質問等でさせていただくつもりです。よろしくお願いいたします、今日の一般質問はこれで終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

以上で一般質問を終わります。

次に、議案第21号から議案第24号並びに議案第27号の計5件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、議案を所管する委員会に付託いたします。

お手元に配付いたしております議案付託表のとおり付託をいたします。

次に、この際、お諮りいたします。明日6月18日から6月23日までの6日間は、議事の都合により本会議を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る6月24日午前9時30分から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

以上で本日の会議は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時52分 散会